

第56回神河町議会定例会に提出された議案

○町長提出議案

- 報告第1号 専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）
- 報告第2号 専決処分の報告の件（傷害事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）
- 第1号議案 神河町特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第2号議案 神河町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第3号議案 神河町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第4号議案 神河町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第5号議案 ケアステーションかんざき設置条例の一部を改正する条例制定の件
- 第6号議案 神河町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例制定の件
- 第7号議案 神河町し尿くみ取り手数料の徴収に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第8号議案 神河町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件
- 第9号議案 神河町水道給水条例の一部を改正する条例制定の件
- 第10号議案 神河町生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第11号議案 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約変更の件
- 第12号議案 兵庫県後期高齢者医療広域連合規約変更の件
- 第13号議案 平成25年度神河町水道事業会計資本剰余金の処分の件
- 第14号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更の件
- 第15号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定の件
- 第16号議案 平成25年度神河町一般会計補正予算（第6号）
- 第17号議案 平成25年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 第18号議案 平成25年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 第19号議案 平成25年度神河町土地開発事業特別会計補正予算（第2号）
- 第20号議案 平成25年度神河町老人訪問看護事業特別会計補正予算（第3号）
- 第21号議案 平成25年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第4号）
- 第22号議案 平成25年度神河町寺前地区振興基金特別会計補正予算（第2号）
- 第23号議案 平成25年度神河町水道事業会計補正予算（第5号）

第 2 4 号議案	平成 2 5 年度神河町下水道事業会計補正予算（第 3 号）
第 2 5 号議案	平成 2 5 年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第 4 号）
第 2 6 号議案	平成 2 6 年度神河町一般会計予算
第 2 7 号議案	平成 2 6 年度神河町介護療育支援事業特別会計予算
第 2 8 号議案	平成 2 6 年度神河町国民健康保険事業特別会計予算
第 2 9 号議案	平成 2 6 年度神河町後期高齢者医療事業特別会計予算
第 3 0 号議案	平成 2 6 年度神河町介護保険事業特別会計予算
第 3 1 号議案	平成 2 6 年度神河町土地開発事業特別会計予算
第 3 2 号議案	平成 2 6 年度神河町老人訪問看護事業特別会計予算
第 3 3 号議案	平成 2 6 年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計予算
第 3 4 号議案	平成 2 6 年度神河町寺前地区振興基金特別会計予算
第 3 5 号議案	平成 2 6 年度神河町長谷地区振興基金特別会計予算
第 3 6 号議案	平成 2 6 年度神河町水道事業会計予算
第 3 7 号議案	平成 2 6 年度神河町下水道事業会計予算
第 3 8 号議案	平成 2 6 年度公立神崎総合病院事業会計予算

○議会提出議案

発議第 1 号	神河町議会会議規則の一部を改正する規則制定の件
発議第 2 号	神河町議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件

神河町告示第10号

第56回神河町議会定例会を次のとおり招集する。

平成26年2月27日

神河町長 山 名 宗 悟

1 期 日 平成26年3月4日

2 場 所 神河町役場 議場

○開会日に応招した議員

小 林 和 男

立 石 富 章

高 橋 省 平

松 山 陽 子

藤 原 裕 和

宮 永 肇

赤 松 正 道

藤 森 正 晴

廣 納 良 幸

藤 原 日 順

成 田 政 敏

山 下 皓 司

安 部 重 助

○応招しなかった議員

な し

平成26年 第56回（定例）神 河 町 議 会 会 議 録（第1日）

平成26年 3月4日（火曜日）

議事日程（第1号）

平成26年 3月4日 午前9時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 発議第1号 神河町議会会議規則の一部を改正する規則制定の件
- 日程第5 発議第2号 神河町議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第6 報告第1号 専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）
- 日程第7 報告第2号 専決処分の報告の件（傷害事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）
- 日程第8 第1号議案 神河町特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第9 第2号議案 神河町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第3号議案 神河町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第10 第4号議案 神河町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第11 第5号議案 ケアステーションかんざき設置条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第12 第6号議案 神河町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第13 第7号議案 神河町し尿くみ取り手数料の徴収に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第14 第8号議案 神河町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第15 第9号議案 神河町水道給水条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第16 第10号議案 神河町生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第17 第11号議案 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約変更の件
- 日程第18 第12号議案 兵庫県後期高齢者医療広域連合規約変更の件
- 日程第19 第13号議案 平成25年度神河町水道事業会計資本剰余金の処分の件

日程第20	第14号議案	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更の件
日程第21	第15号議案	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定の件
日程第22	第16号議案	平成25年度神河町一般会計補正予算（第6号）
日程第23	第17号議案	平成25年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
日程第24	第18号議案	平成25年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
日程第25	第19号議案	平成25年度神河町土地開発事業特別会計補正予算（第2号）
日程第26	第20号議案	平成25年度神河町老人訪問看護事業特別会計補正予算（第3号）
日程第27	第21号議案	平成25年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第4号）
日程第28	第22号議案	平成25年度神河町寺前地区振興基金特別会計補正予算（第2号）
日程第29	第23号議案	平成25年度神河町水道事業会計補正予算（第5号）
日程第30	第24号議案	平成25年度神河町下水道事業会計補正予算（第3号）
日程第31	第25号議案	平成25年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第4号）
日程第32	第26号議案	平成26年度神河町一般会計予算
	第27号議案	平成26年度神河町介護療育支援事業特別会計予算
	第28号議案	平成26年度神河町国民健康保険事業特別会計予算
	第29号議案	平成26年度神河町後期高齢者医療事業特別会計予算
	第30号議案	平成26年度神河町介護保険事業特別会計予算
	第31号議案	平成26年度神河町土地開発事業特別会計予算
	第32号議案	平成26年度神河町老人訪問看護事業特別会計予算
	第33号議案	平成26年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計予算
	第34号議案	平成26年度神河町寺前地区振興基金特別会計予算
	第35号議案	平成26年度神河町長谷地区振興基金特別会計予算
	第36号議案	平成26年度神河町水道事業会計予算
	第37号議案	平成26年度神河町下水道事業会計予算
	第38号議案	平成26年度公立神崎総合病院事業会計予算

本日の会議に付した事件

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	諸報告
日程第4	発議第1号 神河町議会会議規則の一部を改正する規則制定の件
日程第5	発議第2号 神河町議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件
日程第6	報告第1号 専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）
日程第7	報告第2号 専決処分の報告の件（傷害事故に係る損害賠償の額の決定及びそ

の和解)

- 日程第8 第1号議案 神河町特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第9 第2号議案 神河町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第3号議案 神河町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第10 第4号議案 神河町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第11 第5号議案 ケアステーションかんざき設置条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第12 第6号議案 神河町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第13 第7号議案 神河町し尿くみ取り手数料の徴収に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第14 第8号議案 神河町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第15 第9号議案 神河町水道給水条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第16 第10号議案 神河町生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第17 第11号議案 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約変更の件
- 日程第18 第12号議案 兵庫県後期高齢者医療広域連合規約変更の件
- 日程第19 第13号議案 平成25年度神河町水道事業会計資本剰余金の処分の件
- 日程第20 第14号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更の件
- 日程第21 第15号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定の件
- 日程第22 第16号議案 平成25年度神河町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第23 第17号議案 平成25年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第24 第18号議案 平成25年度神河町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第25 第19号議案 平成25年度神河町土地開発事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第26 第20号議案 平成25年度神河町老人訪問看護事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第27 第21号議案 平成25年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第28 第22号議案 平成25年度神河町寺前地区振興基金特別会計補正予算(第2号)
- 日程第29 第23号議案 平成25年度神河町水道事業会計補正予算(第5号)
- 日程第30 第24号議案 平成25年度神河町下水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第31 第25号議案 平成25年度公立神崎総合病院事業会計補正予算(第4号)
- 日程第32 第26号議案 平成26年度神河町一般会計予算

- 第27号議案 平成26年度神河町介護療育支援事業特別会計予算
 第28号議案 平成26年度神河町国民健康保険事業特別会計予算
 第29号議案 平成26年度神河町後期高齢者医療事業特別会計予算
 第30号議案 平成26年度神河町介護保険事業特別会計予算
 第31号議案 平成26年度神河町土地開発事業特別会計予算
 第32号議案 平成26年度神河町老人訪問看護事業特別会計予算
 第33号議案 平成26年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計予算
 第34号議案 平成26年度神河町寺前地区振興基金特別会計予算
 第35号議案 平成26年度神河町長谷地区振興基金特別会計予算
 第36号議案 平成26年度神河町水道事業会計予算
 第37号議案 平成26年度神河町下水道事業会計予算
 第38号議案 平成26年度公立神崎総合病院事業会計予算

出席議員（13名）

- | | |
|---------|----------|
| 1番 小林和男 | 8番 藤森正晴 |
| 2番 立石富章 | 9番 廣納良幸 |
| 3番 高橋省平 | 11番 藤原日順 |
| 4番 松山陽子 | 12番 成田政敏 |
| 5番 藤原裕和 | 13番 山下皓司 |
| 6番 宮永肇 | 14番 安部重助 |
| 7番 赤松正道 | |

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 ————— 澤田俊一 主査 ————— 楨 良 裕

説明のため出席した者の職氏名

町長 ————— 山名宗悟	建設課長 ————— 藤原龍馬
副町長 ————— 細岡重義	地籍課長 ————— 藤原靖彦
教育長 ————— 澤田博行	上下水道課長 ——— 坂本康弘
会計管理者兼会計課長 橋本三千也	健康福祉課長兼地域局長
総務課長 ————— 前田義人	————— 佐古正雄
総務課参事兼財政特命参事	病院事務長 ————— 細岡弘之

情報センター所長	———	太田俊幸	病院医事課長兼総務課長
税務課長	———	村岡悟	浅田譲二
住民生活課長	———	玉田享	病院総務課副課長
地域振興課長	———	足立和裕	教育課長
地域振興課参事	———	野村浩平	教育課参事
		小林一三	藤原秀明
			谷口勝則
			藤原良喜

議長挨拶

○議長（安部 重助君） 皆さん、おはようございます。開会に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

寒かった冬がようやく過ぎ、寒暖を繰り返しながらも春の兆しが見えてきました。本日も爽やかな天気ของきょうこのごろでございます。

本日ここに第56回神河町議会定例会が招集されましたところ、議員各位には御健勝にて全員の御参集を賜り開会できますことは、町政のため、まことに御同慶にたえません。

先日行われました冬の祭典、ソチオリンピックも無事終了し、それぞれの方がいろいろな形で応援されたと思います。期待どおりに活躍できた選手、メダル候補と期待されながらも涙をのんだ選手、オリンピック独特の雰囲気の中での戦いに、世界中が感動と興奮に沸いた17日間でした。強い意思で諦めなければ目指しているものはできるという、そんな選手の言葉に私も感動したところであります。

また、東日本大震災から早くも3年を迎えようとしております。多くの問題や課題があり、復興に時間がかかっているように思います。原発問題につきましても賛否両論、解決には時間がかかるようです。何はともあれ、被災された皆様方の気持ちだけは私たちがしっかりと受けとめ、一日でも早いもとの生活に戻られることを念願する次第であります。

今次定例会に付議されます案件は、後ほど議会運営委員長から説明があろうかと思いますが、町長からは、平成25年度各会計補正予算並びに平成26年度各会計当初予算等計40件、議会からは、発議第1号、神河町議会会議規則の一部を改正する規則制定の件、発議第2号、神河町議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件であります。いずれも極めて重要な案件であります。私たち議会におきましては任期最後の定例会となります。責任を持って務めなければと強く感じております。議員各位並びに執行部におかれましても格別の御精励を賜りまして、慎重審議の上、適正、妥当な結論が得られますようお願い申し上げます、開会の挨拶といたします。

町長挨拶

○町長（山名 宗悟君） おはようございます。議会の開会に当たりまして、私のほうか

らも一言御挨拶を申し上げます。

3月に入りまして、本当に寒暖の差が激しい日が続いているわけでございます。議員の皆様には、そのような中、御健勝のこととお喜び申し上げます。

大会史上最多の88カ国、地域から約2,900名の選手が参加をし、熱戦を繰り広げたソチオリンピック、議長の挨拶にもありましたが、多くの感動の中、無事17日間の祭典を閉幕いたしました。15歳という最年少での銀メダル、そしてまた最年長、41歳での銀メダル、そういった幅広い選手の皆様方の頑張りは、私たちにたくさんの勇気と感動を与えてくれました。大きな重圧の中で、これまで支えてくれた方への感謝の気持ちを伝えるためにと高梨沙羅選手の言葉の中には、このオリンピックが選手にとっても私たち国民にとっても特別なものであることを強く感じたオリンピックでした。この7日からはパラリンピックが開幕いたします。多くの感動のシーンが生まれることを期待するところであります。

東日本大震災から3年が経過しようとしています。これより本格的な復興が始まっているところでございます。そのような中、ことしも2月の半ばに日本列島を異常気象が襲ったわけでありまして。関東、甲信など太平洋側を襲った記録的な大雪の中で、孤立集落が出てまいりました。安全・安心の町づくりのためには、いつ起こるかもしれない災害への備え、そして地域のきずなが欠かせません。

そのような中、12日には災害時におけるLPガス等の支援協力に関する協定調印を行いました。あってはいけないことではありますが、今後、神河町で地震、風水害等大規模な災害が発生または発生するおそれがある場合、避難所等へのLPガス等の供給確保を行ってまいることができております。神河町は、現在も兵庫県立大学との連携によりさまざまなイベントや古民家再生事業等に取り組んでいるところでありますが、昨日3日には、宮城大学を含めた3カ年の三者共同事業として、文科省の補助事業であります大学間連携共同教育推進事業で町づくりの担い手、いわゆるコミュニティ・プランナー育成のための実践的教育課程の構築の取り組みについての協定調印を行いました。地域の課題、問題を学生たちが地域の方々との共同作業により解決の糸口を見出し、神河町にとって持続可能な地域形成になることを期待するものであります。より一層の産官学地域連携の町づくりを進めてまいりたいと考えております。

3月もさまざまな行事が満載であります。カーミンの春まつり、桜の山・桜華園オープン、春の風物詩、砥峰高原の山焼きイベントなどなど話題は盛りだくさんであります。多くの方々に楽しんでいただきたいと思いますと考えております。

さて、本日は第56回神河町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には繰り合わせての御出席を賜りまして議会が開催できますことを厚くお礼申し上げます。

今定例会には、専決処分2件、条例制定、改正が10件、規約変更2件、剰余金処分1件、計画変更と制定2件、平成25年度各会計の補正予算10件、そして平成26年度各会計予算13件の計40件を提出させていただきました。議員各位には、よろしく

御審議を賜り御承認いただきますようお願いを申し上げます、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

午前9時08分開会

○議長（安部 重助君） ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、第56回神河町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入ります前に御連絡いたします。病院総務課長、通院のために欠席届が出ておりますので御了承願います。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（安部 重助君） 日程第1は、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長から指名いたします。

9番、廣納良幸議員、11番、藤原日順議員、以上2名を指名いたします。

○議長（安部 重助君） 次の日程に入る前に、先般開かれまして議会運営委員会の決定事項について委員長から報告を受けます。

廣納良幸議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（廣納 良幸君） おはようございます。

議会運営委員会の報告を申し上げます。去る2月27日、議会運営委員会を開催し、今期定例会の議事運営について協議し、決定した事項を御報告申し上げます。

まず、会期の日程ですが、本日から3月27日までの24日間と決しております。

町長から提出されます議案は、専決処分の報告2件、条例の一部改正10件、組合等の規約変更2件、企業会計の資本剰余金の処分1件、辺地に係る公共施設の総合整備計画の変更と策定が各1件、補正予算10件、平成26年度当初予算13件の計40件が提出されております。

議会からの提出議案は、神河町議会会議規則と委員会条例の一部改正2件であります。

議事日程につきましては、お手元に配付しております日程表のとおりでございます。

第1日目と第2日目は提案説明のみであります。本日、発議第1号と発議第2号は質疑の後に表決をお願いし、報告第1号と報告第2号は了承をお願いしたいと思います。

第3日目と第4日目は質疑を行い、第1号議案から第15号議案は表決をいたします。第16号議案の一般会計補正予算は、総務文教常任委員会に審査を付託することとしております。また、第26号議案から第38号議案までの平成26年度各会計当初予算については、質疑の後に議長を除く全議員により予算特別委員会を設置し、審査を付託することとしております。

第5日目の一般質問の前に、総務文教常任委員会に付託しました第16号議案について、審査報告の後に討論、採決を行います。あわせて第17号議案から第25号議案の特別会計、企業会計補正予算についても討論、採決を行うこととしております。

一般質問につきましては、事前に通告のとおり通告締め切りをあす3月5日の午前9時とし、本会議第5日目の24日と第6日目の25日に行うこととしております。

27日の最終日には、予算特別委員会に付託しました第26号議案から第38号議案について、審査報告の後に討論、採決をお願いすることとしております。

なお、閉会中に要望書2件を受理しておりますが、議会運営基準第140条の規定により配付をさせていただいております。

以上のとおり今期定例会の会期日程及び議事日程について決定し、議長をお願いをいたしております。議員各位には格段の御協力をよろしくお願いを申し上げます。

以上で報告を終わります。

○議長（安部 重助君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

それでは、日程に戻ります。

日程第2 会期の決定

○議長（安部 重助君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から3月27日までの24日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から3月27日までの24日間と決定しました。

日程第3 諸報告

○議長（安部 重助君） 日程第3、諸報告でございます。

まず、監査委員より例月出納検査の監査報告を提示していただいております。お手元にその写しを配付いたしておりますので、御一読願います。

閉会中の主な事柄については、別紙一覧表として配付いたしております。

なお、各委員会の閉会中の活動状況については、各委員長より報告をしていただきます。

まず、総務文教常任委員長、お願いいたします。

成田委員長、どうぞ。

○総務文教常任委員会委員長（成田 政敏君） 失礼いたします。総務文教常任委員会委員長、成田でございます。2月の13日に終日行いました事務調査につきまして御報告を申し上げます。

2月の事務調査事項につきましては、事務事業の執行状況及び予算執行状況、重要事

業目標管理進捗状況について報告を受けまして、問題点と課題について質疑及び議論を行いました。その中の主なものについて報告を申し上げます。

まず、教育委員会の教育課所管でございます。

神崎小学校の開校に伴いまして、徒歩通学距離4キロメートル以内の見直しということが課題になっていましたが、このたび検討結果について最終報告を受けました。徒歩通学距離は、現行どおり全小学校とも現状維持の4キロメートル以内に決定したということでございます。課題となっていた地区の関係者にも、話し合いで理解が得られています。かつ保護者にも理解を得ているとの報告を受けております。この件につきましては、総務文教常任委員会としては特に異論は出ておりません。

次に、長谷小学校、寺前小学校の体育館天井耐震工事が入札不調で、平成26年度に実施するとの報告を受けております。

越知谷幼稚園については、既に報告しておりますように、これも入札不調で平成26年度に実施することになっております。材料費の高騰、あるいは作業員の確保ができなくて工期が確保できないなどが主な理由であります。26年度は予算を増額して実施したい旨の報告を受けております。

越知谷幼稚園については、建設場所を日当たりのよい現在建っている場所にすればという意見を出しましたが、この要望につきましては、再度現地の確認、あるいは現場との打ち合わせをやった上で結論を出しているの、提案どおりの実施に理解を願いたいとの教育長の回答であります。

このたび入札不調の状況は理解できるが、一つの原因に設計発注がおくれたことが挙げられております。今後の工程管理の中で、より工期の短縮を念頭に置いた仕事をしてほしいという要望あるいは指摘をいたしました。

次に、問題を抱える子供たち、不登校であるとかいじめ、あるいは発達障害等ということでございますが、この問題解決、対応策はどうなっているかを尋ね、議論をいたしました。

学校においては、適応教室において担任、学年主任、養護教諭、相談員、カウンセラーの方たちがかわり合いながら細かな対応をしている実態の報告がありましたが、委員会として問題を投げかけていますのは、対策が対症療法になっている。対症療法とは、起こっている、発生している現象に対する対策レベルで終わっておりますと、こういうことでございます。行政としては、住民福祉の観点から、あるいは生涯教育の観点から、少なくとも高校での状況を把握、つまり進学後の状況を把握、さらに成人するまでのフォローアップができる体制づくりが必要であることを前々から言っているわけございまして、その観点から対応、対策が不十分であるとの指摘をしております。

発達障害、自閉症、情緒障害の子供はふえる傾向にあるとの報告もあります。もっと掘り下げた根本対策への取り組みが必要であると、このような議論をしたわけでございます。そのためには、ここずっと議論し整備してまいりましたPDCA、プラン・ドゥ

一・チェック・アクションのマネジメントサイクルを対策に取り入れ、長期的、継続的な取り組みが望まれることを再度指摘いたしました。なかなか奥が深い問題でございますので、こういう議論をしたわけでございます。

さらに、このような現象は神河町だけの問題ではなくて、特別支援学校が足りなくてふやさねばならない状況もあります。日本全体の課題になっております。生理学的な病理が根底にあると思われるので、当町としても従来のスタンスを変えて取り組むべきである、環境因子などの原因を分析するべきであるとの要望も出しました。

この問題、課題につきましては、長期的、専門的に取り組むべき課題であり、教育行政にとっても住民福祉の観点からとっても重要な課題であるということは周知の事実であります。総務文教常任委員会としては、解決しなければならない重要課題として次期の新しい委員会に引き継ぐことにしました。教育長、副町長から、問題の把握、高校生になってからの実態把握、化学物質、農薬などの脳神経への影響など、専門的な視点での勉強会などを検討していくとの前向きな回答が出ています。このことも踏まえ、次期へ引き継いでまいります。

次に、交流センター所管でございます。

里親制度の考え方で、農家さんが留学生を月のうち10日間預かる方式で現在運営されております。農家さんも高齢化で引き受ける人がだんだん少なくなっている現状で、今後この方式を維持するのかどうか、出生人数も把握できている実態から将来も見えておまして、これらを踏まえた長期の政策を議論する必要があるのではないかとこの質問を行っております。当局は、当面現状のやり方を踏襲したいと、農家さんとは連携を密にして今の方式を進めたいとの回答が出ております。将来どうしても農家さんの引き受け手がなくなった場合はセンターでの宿泊方式が考えられるということでございますが、育てる会との契約問題もあり早急な結論は出せないが、話し合う余地はありと、このような回答も出ております。

次に、給食センターの所管です。

特に問題になることはありませんでした。給食センターについては、地場産の農作物の利用率を上げていただくという課題が残っております。現在20%程度の利用率になっておりますが、今後ふやすためには、少し農作物の形は悪いが無農薬あるいは有機栽培の野菜で新鮮なものをどのように受け入れるかが一つの課題になっております。もう1点は、食育をどう進展させるかがあります。長期的な取り組みとなりますが、この2点の課題は次期委員会に引き継いでまいります。

次に、公民館の所管です。

古文書、古書など歴史的に価値のある本を提供いただく広告をしたと。貴重な「郷の光」という古書の寄贈があった。今後さらに明治、大正、昭和初期のものを提供いただくよう広告を打つ計画をしていると報告を受けました。「郷の光」という本は、大正8年に大正天皇が即位された記念に発行された本で、姫路から神崎郡寺前村、粟賀村のこ

とがたくさん記述されている本で、一度読んでみる価値がある貴重な本であるとの意見が出ております。

高齢者大学に入学される人数が減っているとの報告を受けましたが、人数をふやすことも大切であります。それよりも、せっかく勉強される方に中身を充実するように要望をいたしました。

教育委員会の委員会の検討結果がよく見えないと。実際どんなことが問題にされどんなことが議論されているのか、総務文教常任委員会としてはそれを把握したいので、開催ごとの議事録を一部議会に提示願いたいという議論をいたしました。当局は、教育委員会ですでに出せるかどうか、出すならその方法について教育委員会で検討しますと回答がございます。

次に、情報センターの所管でございます。

神崎エリアの伝送路を光ケーブルに改修する費用等、今後10年間の設備維持更新費用を含め3つの運営方式の資料提供を受けました。それは公設公営、つまり公が設備を投資して公が経営すると、こういうことですが、公設公営。それから公設で民営、運営を民営に委託すると。次に、どちらも民設民営。これは3つの方式ですね。これについて、10年間で見た場合、20年間で見た場合、30年間で見た場合の費用総額とその差異の説明と、当局における内部での総合的比較検討結果の説明を受けました。説明資料、詳しく出ておりますので、手元にあると思いますので御一読願いたいと思います。

将来展望、長期の設備更新について聞きましたが、以前から課題になっている町内一斉放送は今回の設備更新計画でできるようになるのかという質問をいたしました。設備的にはできることとなりますが、問題は、ケーブルテレビ、この加入率がスタートは95%ぐらいあったと思いますが、現在91%程度に減ってしまっており、こういう現状があるということです。したがって、公平な一斉放送ができないことが課題になってきております。そこで浮上しているのが防災無線の考え方でございまして、防災情報とプラス町の一斉放送も可能となるので新たな検討課題になってきておりますという説明がございました。隣の市川町では既に防災無線の契約をいたしまして、昨年ですね、工事進行中ということでございます。その契約額は2億1,500万、これが参考の数字でございます、防災無線。

委員会では、ケーブルテレビネットワークについては過去から、一つは自主運営、つまり独立採算の自主運営で赤字が出ないように経営の改善というものをやってほしいということ、次に2つ目は、多くの住民がケーブルテレビは必要であると思うように、要は視聴率が高まるよう番組の改善をと提言を続けてきたわけでございます。

今回の報告に対して、将来の根本的な情報通信システムについて、番組の編成、自主番組のあり方、告知放送、運営管理方法、あるいは過去に検討されました双方向システム検討など、あるべき姿を研究して示すように再度要望しております。情報センター当局も、最終的な判断をするには住民のニーズがどこにあるのかわからないというのが現

状でございまして、判断はできないので、この住民のニーズアンケートというものを行い最終判断に持っていきたいという申し出がありました。委員会としては、そのように計らうよう了承しております。

今回、告知放送にかわる防災無線の考え方も出てきております。神崎エリアの同軸ケーブルの中継増幅器、こういう仕組みがあるということですが、中継増幅器を維持するのに、向こう10年間程度、6億円程度の費用がかかると、この新しい課題が見えてきました。今、設備がだんだん弱ってますので、それを更新するという中でそういう問題が発見されたら、こういうことですが。投資金額が当然変わってくることもありますので、アンケート実施を含め、この問題は次回委員会に申し送りすることいたしました。

次に、総務課の所管でございます。

初めに、事務事業評価シートの様式と事務事業評価シートを作成しなくてもよい事業区分について報告を受けました。これも資料添付がされておりますので御一読願いたいと思います。

原則、全事業について事務事業評価シートによって実績を評価し、予算に反映するという仕組みが動き出したということですが。これにより、議会が過去から提言してきました行政経営の仕組みがさらに充実することにつながると、このように判断をいたしました。長期総合計画、そしてそれに基づいた後期6カ年基本計画の実施計画というものの完成を待って、神河町のPDCA、マネジメントサイクルはほぼ完成することになります。これは何度も申しておりますが、他町で導入しているところはまだないと思われまふ。次の委員会に引き継ぐのは、形はできましたので、仕組みはできましたので、この仕組みの実践に魂を入れていただくことだということ強く要望をいたしております。

次に、建設と発注工事に伴う最低制限価格の漏えい防止対策として、兵庫県のランダム係数導入の資料報告を受けました。これも資料を添付しております。

この目的は、不正根絶に向けた取り組みであります。建設工事及び測量、建設コンサルタントなどの業務の最低制限価格について、開札まで発注者側も含め誰も知り得ないように、新たにランダム係数、電子入札システムによる無作為に発生させた乱数、これを導入し、最低制限価格を入札後に設定するという仕組みを導入し、平成26年4月から実施予定だということが県の考え方でございます。当町も職員が出向中に県発注工事の最低制限価格漏えい事件を起こし、再発防止対策につながる入札システムを模索してきたところでありますが、変動式最低制限価格の議論を継続してきましたところ、まだ結論に至っておりません。

このたび県が採用するランダム係数の方式は、この検討課題の中でも当委員会で議論をしてきた経緯がございます。次回委員会にランダム係数方式の検討実施を引き継ぎますが、現状の最低制限価格は入札事務の開札前に町長が金額を書いた用紙を封筒に入れ

る仕組みになっております。議会での今までの議論では、特定の人が最低制限価格を決めることは絶対避けねばならないと強い要望も出しております。総務課には、県の新しい方式を参考にして仕組みの具体化を検討するよう要望しております。本来は平成25年度中に新しい入札制度、さらにもう1点、優良業者を育成するための工事完成時の工事評価制度、これは建設課が所管しておるわけですが、この制度が完了していなければならない仕組みであります、まだ未了であるということを確認しております。この件は次期委員会に引き継ぎ、早々に議論を進め、決定するように引き継ぎをさせていただきます。

次に、南小田小学校跡の多機能小規模の介護施設が完成したと新聞報道があったので、議会も見学をしたいと思うがどうかということをごさいます、3月の定例会期間中に調整できれば見学会の段取りをしますという回答があります。

次に、学校跡地の活用対策について、大山小学校の跡地活用について、NPO法人天地のめぐみが提案している内容について尋ねました。幅広い提案をいただいているので、その中で、一つは有機無農薬の農産物生産を拡大していき、健康食材として地域の人に食べていただく、さらに販売もしていく、さらに拡大すれば、将来は健康食品を加工して販売するよう体制をつくる構想ということが1点目でございます。もう1点は、地域の高齢者あるいは子供のコミュニティー拠点として活用し、高齢者並びに子供たちの居場所をつくっていくということ。高齢者がそこに来てコミュニケーション、あるいは健康な食事、そして運動、さらに手に合う仕事をしていつまでも元気、健康を維持する事業というものを展開するとの提案をいただいております、こういうことございました。NPO天地のめぐみには、より具体的な計画を作成し再提出するよう依頼していると、これが提出されれば役場内協議調整にかけた後、地域の区長会に役場の考え方を提示し協議することになりますという回答を得ております。

上小田小学校、川上小学校は、3年前以前から跡地の活用策について町の積極的な行動をお願いしているがなかなか進まない、町は何もやってくれないとの話になってきておると。もっと住民にいろいろな情報を提供してほしいと要望をしたわけでございます。当局は、いろいろ情報を集めておりますと、地域の方にはその内容を出していないのでそのような判断になっていると思います、今後知り得た情報は地域に出していきます、区長さんのほうからこのようなことをやってみたいと提案をいただければアイデアとして検討ベースにのせたいと、そのような動きもぜひお願いしたいという当局の回答、依頼がありました。

次に、橋梁の補修工事について質疑いたしました。回答は次の点でございます。まず、平成24年、25年で橋梁の長寿命化、橋の寿命を長くすると、こういう捉え方ですね、この長寿命化のための現状調査を実施しました。これが1点目です。その結果、急ぐ橋が4カ所ありまして、その橋の補強は平成27年度からとなるので、とりあえず重量制限看板を取りつけましたと、こういうことでございます。橋梁の長寿命化の改修は平成

27年から10年間かけてやっていきます。約10億円程度必要で、そのうち50%は補助があります。25メートル以上の橋が対象で、67の橋が対象であります。この3月の補正予算で2メートルから15メートルの橋、短い橋ですね、この橋199の補修をやりますと、こういう回答をいただいております。

次に、会計課の所管でございます。

前回の調査で、会計課については業者への工事代金支払いが遅いという問題が上がりました。現実に業者からも苦情も聞いていると、こういうことを話し合ったわけですが、今回、会計管理者から、工事業者が工事完了届、そして請求、その後40日以内に支払いのルールがあるということでございますが、そのとおり実行しているのかどうかという確認をしたわけでございます。データを示していただきました。また、正規の請求書関連書類が上がっておれば支払いの時期も調整は可能という報告がありました。これは前回の報告でございます。会計課は、今回のデータで工事完成日、そして請求日、支払い完了日のデータというものを整理して説明をしていただきました。ルールどおり工事完成請求日から40日以内に支払われていることの確認がとれました。全ての案件についてとれました。ただし、入札が不調に終わったケース、今回特例だと思えますけれども、このケース以外はルールどおりに支払われているということのデータが確認されております。

次に、税務課の所管でございます。

目標管理で実施しております町税等の納入に係る口座振替推進について、11月1日以降の実績を問いました。99件増加との報告を受けました。この4月から10月までの実績は609件、それとあわせて708件の口座振替推進というものが今年度できた、ということでございます。頑張ってくださいとお願いしております。

次に、無申告者の対策としては、収入が全くない人に対してもゼロということの申告をしていただくように推進しておると、こういうことでございます。これによって申告の比率ももっと上がってくると、こういうことでございます。税務課については継続的に徴収率の改善に取り組んでいただいております。御存じのように、3年連続兵庫県の1位の実績をおさめていることは御存じのとおりであります。このテーマは次期委員会にも当然引き継ぐテーマになってまいります。

以上、最後の報告でございまして、このたび2月実施の総務文教常任委員会は、我々の今回の議員構成による調査で最終の調査になりました。この4年間の委員各位の真摯で精力的な調査、そして提言活動への御尽力というものにつきまして、委員長として感謝を申し上げたいと思います。

また、委員会なかなか活発にやってきましたので、行政当局も、その調査、あるいは原因説明、あるいはその対策ということについて非常に大変な仕事であったと思います。その行政当局の御尽力に、また感謝を申し上げたいと思います。次回の5月からは新しい委員会構成になってまいります。ひとつこれまで同様、さらに調査活動、そして行

政経営の進展に御尽力をお互いに願いたい、このように思っております。

以上で報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（安部 重助君） 御苦労さんでした。

次に、民生産業常任委員長、お願いします。

藤森委員長。

○民生産業常任委員会委員長（藤森 正晴君） 8番、藤森です。民生産業常任委員会の報告をいたします。

平成26年1月30日と31日、2日間にわたり事務調査を行いました。その中でいろいろ協議する、また質問が出ました。主なものについて報告をいたします。

まず、公立神崎総合病院所管でございます。

平成25年11月末における外来患者数は8万2,206人で、前年度対比5,362人ふえております。入院患者数は2万8,560人で、前年度対比1,848人ふえております。休日・夜間診療は患者数1,865人で、前年度対比61人の増加となっております。

老人訪問看護事業は利用者数1,194人で、前年度対比11人の増加であります。訪問回数は6,149回で、前年度対比326回ふえております。

病院の予算執行状況でございます。事業収益2億1,703万円で、前年度対比8,712万円の増額でございます。支出の事業費総額は23億4,468万円で、前年度対比5,452万円の増額となっております。純利益におきましては1億7,235万円で、前年度対比3,259万円の増額であります。

次に、8件の不納欠損処分がありました。内容につきましては、全員が町外の方で、生活保護を受けられており納入が困難であったり、移転されて住所の特定ができないということが主な原因で不納欠損をしております。

次に、2月より禁煙外来が始まります。薬を飲みながら徐々に禁煙する方法で保険適用となりますが、途中で挫折しますと1年間はこの件についての保険は適用されません。

次に、北病院改築、新築移転についての状況は、病院の今後の経営や将来性が出なければ簡単に判断ができないということで、また、20年後までの町全体財政シミュレーションで心配がないとの結論が出なければ県へ足を運べないとの報告を受けました。それについて新築移転も頭に入れ、現病院の活用方法や財政補助などを県へ何回も足を運ぶの事前準備を日々行い、早く方向性を出すように申し入れております。

次に、保険・医療・福祉総合プロジェクトは町全体の今後の方向性を検討しており、進捗は少しおくれておりますが、3月には中間報告として概念図ぐらいは提出したいとのことでございます。平成26年度の上半期ぐらいを目標に最終報告を行いたいと報告を受けております。

新生児スクリーニング検査、これは生まれて間もない子供の視覚正常検査であります。この設備について当病院にあるのかということの質問に対しまして、現在、器械は

持ってないので医師と相談して検討を進めていくとのことでございます。

次に、健康福祉課所管でございます。

特別障害者手当等の支給状況は、平成26年1月現在で特別障害者手当30名、障害児福祉手当9名となっております。

次に、民生・児童委員の改選があり、10名の方が残っていただき、28名の多くの方が新しくかわられたことにより、協議会の運営に対する助言などのサポーターとして対応していただく相談役、15年間の経験がある前の副会長さん、相談役を設置することになりました。

胃がん検診に、がん発症を抑制するピロリ菌の検査ができないかの問いに対しまして、保健師と相談して対応できるか検討していきたいとのことであります。

次に、知的障害の子を持つ親の高齢化により、入所施設が少なく子供の将来が不安であるとの親の声は届いているのかの質問に対しまして、担当課として大きな課題であると認識し、郡自立支援協議会でも協議をしているとのことであります。

次に、地域局所管でございます。

公金の取り扱いについては、毎日、指定金融機関が集金に来ており、担当者が集計したものをほかの者が照合し確認をしております。また団体については、担当者だけでなく、出し入れどきは課長との2人で確認をするようにしておりますので問題はありませんとのことでございます。

次に、日曜窓口の今後のあり方については、本年度内に担当課として方向性を出しますとのことであります。

次に、住民生活課所管であります。

ごみの減量対策については、生ごみについては200世帯のモデル集落にお願いし、木製または電動式コンポストを取り入れ減量すると、現状のままクリーンセンターに出すのとどちらが経費が安くつくのかを見きわめ、方向性を検討していくとのことであります。

次に、縁結び事業については、平成25年12月14日に大阪のツアー会社が募集した大阪周辺の女性12名と町内男性22名とがヨーデルの森で婚活の出会いがありました。

次に、防災対策の新規ハザードマップは、平成26年度初旬に全戸に配布の予定であります。

生活改善申し合わせ事項の検討状況についての質問がありましたが、明確な回答はありませんでした。

次に、建設課所管でございます。

災害復旧工事については、国庫補助、町単独事業ともに工事費が多く、年度内の完成に向け努力はしているが、大部分が翌年度へ繰り越し執行となるとのこととです。

次に、町道水走り中河原線の完了見込みであります。今後、用地協議が進めば平成

27年度から工事を行い、平成29年度末の完成見込みであります。

次に、先ほど総務文教のほうからも報告がありましたように、橋梁調査の結果や長寿命化に向けた報告書は平成26年3月末の完成予定ですが、中村区の観音橋など傷みが激しく、早急に交通規制、重量制限等を行う必要があるとの報告であります。全ての橋の修繕計画を検討し、優先順位を決定して年度計画のもと補助事業の有利な採択を検討し、財政協議をしながら順次補修を進めていく必要がありますとのことであります。

次に、病院出入口の段差によりバスの乗り入れどきに揺れ、乗客が危険を感じられているが、工事どきに改善ができなかったのかという質問に対しまして、歩道があり、ある程度の段差はやむを得ません、設計段階のときに関係者やグリーンバスと何回も現地で検討した結果でありますとのことであります。委員会として、グリーンバスへ出向いて行って運転手さんに、出入りには気をつけての運転や、車が停止するまでは席を立たないようお願いするような指導をしてもらうように申し入れております。

次に、地籍課所管であります。

事業執行は順調に進んでおります。山林部調査に先立って、山林の持ち主の方が双方で確認し合いながらくいを打っていくときに地籍課の職員はノータッチであります。測量や登記事業に影響はないのかという質問に対しまして、くいの設置場所の写真や周辺の記録書を出していただいておりますので問題はないとのございます。

次に、上下水道課所管であります。

水道の漏水状況は、平成25年12月末で126カ所です。そのうち27カ所は漏水検査で発見しています。昨年度より43カ所減少しております。

次に、消費税3%アップによる影響額は、水道が700万円、下水道が600万円です。合計1,300万円ですが、町民の負担をかけずに経営努力をしますとのことあります。

上下水道の管路が古くなっており、更新をどうするかという質問に対しまして、平成26年度の料金事務の外部委託で余力を持ち、経験者によるプロジェクトチームを立ち上げて、更新計画報告書を平成26年度にまとめて翌年度から進めていこうとしているとのことあります。

次に、地域振興課所管であります。

地域振興係。しんこうタウンが4月から新しい自治会になるに当たり、区の名前や消防団、粟賀南部ブロックのつき合い等の協議がなされ、この3月の総会で決まる予定であります。また公民館については、土地は町が提供し、建物については3割負担での建設とのこと、現時点は37世帯の集落ができるという報告を受けております。

若者世帯向け家賃補助事業の補助金交付要綱案についての説明がありました。用語の定義を明確にするとともに、補助に対する不公平感が生じないように申し入れました。あわせて、この制度が核家族化を進めるようになってはいけないので慎重に進めるように申し入れております。

次に、赤田区、杉区におけるメガソーラーの契約において、ウエストエネルギーソリューションが管理者なのに、転貸しされ契約先がかわっていることについて、投下資金を回収して次の資金運用にするためのもので、事業遂行上、問題はない。この説明を地元で十分できていなかったこと、申しわけなく反省しているという報告を受けております。

次に、商工観光係でございます。

カーミンが大阪、神戸など県下都市部のイベントに出向きPRすることが神河町を知っていただくことにつながるので、もっともっと活躍するように申し入れております。

次に、まっせまつり、わくわくぶらり市を一本化して商工まつりが行われたが、活気がなかったように感じたが、場所とか何か問題があったのではないかの質問に対し、銀の馬車道商店街、寺前銀座商店街が活性化を目指して独自のお祭りをされるようになったので、商工まつりは本庁前でやる形になりました。商工会の皆さんが自分の商工業を発展させ潤わせるように企画されたイベントであり、今後大きく変わっていくのではないかと期待をしているとのことです。

次に、農林業係でございます。

鳥獣被害対策事業の鹿の捕獲数は11月までで336頭、猿の捕獲数は12月末で14頭であります。

森林整備事業で新田・作畑地内で間伐、伐採が行われているが、自然災害等について地域の方が心配されておりますが、安全・安心なのかという質問に対しまして、保安林であり、2年以内に杉、ヒノキの植栽をするので森林災害においても安心できるとの説明を地元に行っているが、再度説明をして理解を得たいとのことです。

次に、ユズ加工後、皮の大半が捨てられているが、乾燥させて入浴剤とか利用法はないのかの質問に対しまして、よい皮は冷凍保存し、マーマレードとかユズペーストなどの商品化しているが、残りは捨てているのが現状である。また、グリーンエコ笠形の風呂に入浴剤として入れることについては、水が濁ったり酸気により配管や設備にさびがつく悪影響を及ぼすため不相当であるとのことです。

次に、ピノキオ館は利用客がふえています。特に夏場はスポットクーラーで対応しているが、熱中症等、体調を悪くされる方が出ております。空調設備が必要ではないかの問いに対しまして、財政的に厳しく、状況変化を見て対応していくとのことで見合わせているとのことです。また、問題点は、設備の電気容量が少ないことと、作業どきのほこり等の影響を考えると難しいとの答弁であります。

以上が事務調査の報告であります。

次に、県道の要望事項に2路線行っておりますので、その報告をいたします。

平成25年12月19日に、県道加美穴栗線改良促進議会連絡協議会の要望会がありました。穴栗市議会産業常任委員会とともに、姫路土木事務所と龍野土木事務所穴栗事業所へ要望に行きました。姫路土木事務所では、一番最初、まず1として福本から比延

までの自転車歩道の早期改良整備、2つ目に南小田地内の早期歩道の設置、3つ目に上小田地内の早期拡幅改良、また両事務所においては、上小田から穴粟市一宮町本谷間のトンネル計画について、両委員会ともに強く要望をしております。

次に、平成26年1月27日に、県道長谷市川線改良促進議会連絡協議会が市川町議会総務建設常任委員会と合同でありました。現地調査をした後、総会があり、協議事項は全て承認されております。要望事項として、未改良区間の早期拡幅、特に市川町沢地内の第二サルカク踏切の改良については、町、県土木事務所からJRに強く要望していただくように申し入れております。

以上が民生産業常任委員会の報告であります。終わります。

○議長（安部 重助君） 御苦労さんでした。

次に、行財政調査特別委員長、お願いいたします。

○行財政調査特別委員会委員長（宮永 肇君） 6番、宮永です。行財政調査特別委員会の報告をいたします。

平成26年2月10日に開催いたしまして、当日の課題と協議事項等をかいつまんで御報告をいたします。

平成25年度は、神河町長期総合計画の後半6年間への見直しが策定され、新たな指標のもとに気持ちを一新し、住民の方々との協働による町づくりの新しい展開が始められるという行財政改革への節目とも言うべき年でありました。しかし、現況においては、その実施計画策定についてはまだまだ評価できる段階までには到達していないところであり、今回、不十分な部分を残しながらも最後の調査委員会を開くことになりました。次期の合併第3期の議会においては、この行財政調査特別委員会がどのような展開になるかわかりませんが、今回の調査委員会における調査、提案、議論等により、極めて限られた時間のうちではありましたが、将来に向けての礎となるものを固めていきたいという思いで臨んだところであります。

各課題について担当課より資料が提出されましたので、お手元に配付をしております。これにより、以下の5つの資料についてそれぞれに意見、提言等を含む議論を交わしましたところであります。

まず、平成25年度神河町行財政改革重点項目の取り組み状況についての報告でございますが、これの添付資料1ということで出されておりました概要を御説明します。平成25年度課別取り組み項目の中間報告というものであります。これは3つのグループで12課と教育グループ及び病院で、23年度から27年度までの継続の取り組みでこの25年度を中間報告として行革の効果及び現況等をまとめた資料で、45ページに及ぶものです。

それから、添付資料2でございますが、平成25年度重点取り組み項目の進捗状況でございます。平成25年9月末時点または直近に時点修正したもので、さきの3グループ8課と教育課及び病院において取り組まれた平成25年度改革の内容と、何をどのよ

うに行ったかという進捗の確認、さらに、これにより把握された補足事項と問題点を明記したものであります。7ページ37項目から成る資料でございます。

次に、2番目としては、長期総合計画の指標に基づいた実施計画策定への取り組みでございますが、これが非常におくれておまして、それぞれの課において検討されておりましたが、最終の12月の委員会においてようやく形として一部からあらわれてきたところでございますので、その資料作成の進捗状況ということについて添付資料3にまとめてあります。これは、第1次長期総合計画の中間見直しにより平成25年から30年度までの6カ年に取り組みをする実施計画の案でございますが、この平成26年3月にまとめられたもので26ページから成るものでございます。

それと、加えて資料4でございますが、これには施策目標と成果指標の達成報告についてまとめられております。各課において取り組みが策定された長期総合計画による実施計画の事業一覧でございますが、関連主要事業と事業評価シートへの記載要目を明記したものであります。総合計画における目標区分と関連主要事業の明記、課題と改善計画、総合判定評価を明記しております。教育課、健康福祉課、建設課を初め各課でまとめられて、合計131項目が上げられております。

次に、これに添付する資料として資料5でございますが、平成25年度の事務事業評価シートとしてサンプル的に提出されたものでございますが、これは教育課において作成された事務事業の評価シートであります。先行事例として提出されたもので3件が表示されておりますが、まず事務事業名と事業期間を明記し、計画としてプラン、事業の概要を実施状況で、これはプラン・ドゥー・チェックのドゥーに当たるところでございますが、コスト、評価をあらわしております。それからチェックでございますが、これは評価のところでございますが、ここでは妥当性、有効性、効率性の3項目にそれぞれ5段階の評点を明記して、定義によりまず総合判定評価をするような仕組みにしてあります。改革、改善の内容は、これはアクションというところでございますが、これで成果の方向性をチェックをします。

非常によく考えられて、一つの表で明確に事業の内容、その成果、改革、改善の内容等が一覧でわかるような仕組みでございますが、非常に作成された方の苦勞というのが読み取れるような作表のものでございまして、こういうことで標準というものが非常にグレードアップをしまして、こういうもので全ての事業がまとめられていくということになりますと、いろんな意味での改善、改革の速度が速くなり、それぞれの適正な評価ができるものではないかということで評価をしているところでございます。

ところで、このたびは最終の委員会ということもあって、これまでの課題としてなかなか進展していないようなところについてもいろいろと議論が行われたことでございますが、そのうちの幾つかを御紹介をいたします。

資料のそれぞれの区分けがございまして、簡単に申しますと、資料2についての御説明を今いたしました、その中から取り上げられたものがほとんどでございますが、ま

ず、病院関係で医療型療養病床の導入を見送ることになったという報告を受けまして、そのいきさつというものを尋ねました。これについては、ベッド数というものは圏域調整がかかるということで、播磨圏域保険医療協議会の段階では療養型ベッド数の増加ということはある得ないというところでしたが、姫路の三大病院が要望を出しておるといふところもございまして、検討もされたようですが、基本的には増加はないということで、当町も一応要望の要求を考慮しておったところであったそうですが、見送りとなったということでこういう報告が出ております。

それから、かねてよりの進捗が見られた病院の院外処方の実施への取り組みで、25年度には2カ月分の赤字が出ますというふうなところの説明がございました。これについての確認ということでございましたが、院外処方が2月から実施ということになりましたので、2月、3月は薬に関する支出がなくなります。しかし、収入も入らないということになりますのでその分が赤字になるということでございまして、人件費として薬剤師の費用はそのまま必要ということになりますので、これについては薬の収入が入らない分が赤字となるということで、薬剤師の分については、26年の4月からほかの補助とか入院の収入増等によって調整をする予定でありますという報告でございました。

それから、総務課のほうからの報告で、職員の研修についての報告が述べられておりました。これについて、延べ11日間の研修というふうな項目がございましたので、その目的とその成果の活用、展開というものはどう考えているかということでの質問でございました。

研修を受けた場所は全国市町村国際文化研修所に3名の派遣ということで、延べ11日間であるということでございまして、常日ごろ担当課といろいろ協議をする中で、なかなか意見のレベルが合わないといいますか、なかなか活性化にほど遠いというようなところでもございましたので、これに絡めての質問というのが何度かやりとりされたのでございますが、多少要約したところでの意見としてまとめてみましたんですが、このたび研修を受けた担当は人事異動で全く経験のない仕事から移ったということで、農業関係に就任されて前向きに取り組んでいきたいというふうなところもあって、ぜひともそういうことで習得をしてもらうということで、多少レベルの高い実務的な研修であったそうではございますが、これに応募して出席をしたということでございます。その展開については、もうこういういきさつでございますからなかなか難しい部分もあり、具体的に農業の6次化とか農業振興についての具体策をすぐ自分でつくれるというところではありませんが、一応基礎的な研修というところは終えたというふうな報告でございました。

特にこの件については、これまで一般質問等でもいろいろと意見が出されたり、その回答にいろいろと行き違い、不満もあるようでございましたが、民間の方々のほうがより積極的にいろいろ研究をされておるような事例が多く、それについて役場行政のほうになかなかその対応が追いつかないというふうな現実があるところから、いろんな意見が出されたところでございますが、その一、二について報告をしますと、民間、特に営

農組合等の方はよく勉強しておられて、行政から、6次産業化とはこのようなイメージで取り込まれるなら役場も支援ができますから一緒にやりますよというふうな協働に向けての指導があれば民間側でも前向きに取り組むこともできそうであるが、なかなかそういうふうにはならないと、ですから、こういう実技的な実務的な研修も受けて、より活性化になるように図っていただきたいというふうな要望でもございます。

また、現況では、民間営農組合等で積極的に研究をされたところで機械購入への補助メニュー等で役場に相談をかけたも、町の出費が伴う事業については消極的で半ば逃げ腰となってることが多いというふうな話も出てまいりました。現実について特に両方から聞いたわけではございませんが、いろいろな例が述べられておりますので、多少そういう傾向にあるのは否めないのではないかなと思いますが、そういうところを乗り越えるように、研修等で得た技術や知識を展開、活用すべきではないかというふうな願いもしたところでございます。

また、民間と行政側の情報の収集といいますか、連絡事項等が途切れてるということも結構あるようでございますので、この意思の疎通に問題があるのではないかというふうなところから、担当課を初めとして官民協働での農業活性化への意識改革に努めるべきではないかというふうな意見も出ております。これについては副町長のほうから、それぞれの課の中で指導をしていきたいというふうなお話でございました。

また、非常に先を越されたという実感がちょっとあったということで、自然エネルギーということで、これの地域活性化についてどう取り組むかということでいろいろ検討をしておる中で、朝来市生野町で木質バイオマス取り組みが始められたというふうなニュースがあったので、我が町ではどうするのかというふうなところの質問が出まして、これについては非常に長い御答弁がございましたが、関係各所で相談をかけたり役場庁内での協議を重ねた結果として、最終的にはいろんな事情、よんどころないところ等もございまして、町内の間伐材を生野町へ持ち込む立場ということを選んで、森林組合に利する方向を選んだというふうな御答弁でございました。

こういうことも含めまして、いわゆる情報の先取り、情報の実践というふうなところが非常に難しいと、困難さがあるようでございますので、まず当委員会としての提案としては、地域の活性化を目的とする議会や住民の立場ということから考えまして、特に農林関係での知識、実技習得への情報が多く欲しいというふうなことでございまして、そういう意欲的な要望が多いことから、町行政当局へ先ほどの職員研修等の案内情報等が入れば議会事務局へも提供していただきたいというふうなところで、副町長及び総務課長へ要望をさせていただいたところでございます。また、議会事務局では、これを一括とじ込みの資料として常備していただいて、関係者、興味のある方に閲覧させていただくというふうなところにしていただきたいというところでございます。

また、職員数の削減等について、これは総務課の資料の中からでございますが、役場の庁舎外、いわゆる派遣職員で外部に出られた人の勤務状況や健康管理についてどうな

ってるかというふうな質問が生まれて、これについては、東北のほうに今出かけておる人もありますが、担当課と総務課でお互いに交互に週1回は連絡をとり合うということで、健康状態、特に精神状態、そういうところについて気配りをしながら確認をしておりますというところでした。

それから、補助金について単独補助負担金の適正化ということで質問が生まれて、これについて、補助金の交付要綱というものが必要ではないかというふうな指摘ということでの質問でしたが、確認をいたしますと、制度として交付要綱もあり、監査の対象ともされており、それぞれ決められた処理、内容というふうなものについてはチェックがされておるというところでしたが、これも一つの改革意識の問題でございますので、事業の目的、目標が明確にされ、必ず成果報告の提出義務等が励行されて時代に合った適正な事業にいわゆる補助がされておるというふうなことが望ましいということでの確認に及び、意見の提案ということでした。

それと、先ほど話がちょっとありましたんですが、しんこうタウンの話に関してちょっと話が出まして、分譲宅地での早期販売についてという課題についての質問がございまして、これについては、ある段階で販売がとまっているのではないかというふうな質問がございました。これに対していろんな立場でのこれまでのいきさつ等の話がありまして答弁がございましたが、しんこうタウンという新しい区を設置するということについては、こういうことが若干影響して販売が滞っているということになっているのではないかという懸念もされておるようでございますが、これはそもそも旧神崎町当時から、あの地域を開発することについて地元と開発当初の協議事項で新しい区をつくるというふうなことで、これが原則ということで出されておったようでございますので、このたびのいわゆる販売促進の段階でもっと確認されるべき課題ではなかったんだらうかというふうなことでの注意を喚起していただくというふうな議論がされたところでございます。

それと、病院に関しての質問も出ました。病院の改築移転等については町長のほうで今いろいろと御検討をされておるところでございますが、もし改築移転になった場合、跡地利用はどうするのかというふうなところでの質問がございまして、これについては総務課長なり財政担当参事のほうからの御答弁もありまして、最新の情報では、どのような使い方をして残債務の一括償還を求めるといったことはないのでございまして、この内容は26年の4月に決まるのではないかというふうな情報が入っておりますというふうなところでした。

また、同じく26年度から、学校跡地について跡地利用計画をつくると、いわゆる旧校舎等を壊すということに関して起債の対象になるような制度がつくられるという情報も入っておりますとの報告がございました。

それと、民間委託の推進という項目がございまして、この中に地域交流センターの話がいわゆる絡まっておりますが、これも先ほどの御報告がございましたが、越知谷の活性

化ということで始められた山村留学等についての意見がいろいろ出まして、どのようにこれからなっていくのか、人口減、そういうものについての懸念等もありまして議論百出ということで出されたわけですが、現状では12名の留学生ということで一般財源から3,100万円の持ち出しということになっておりまして、当初といいますよりも、ある時期での確認では一般財源の持ち出しはないと、各種の補助金とショートステイ等の営業活動で何とかやりくりできて、持ち出しにはならないというふうな明言をされた上で始まった事業でございますが、現在はそういう補助もなくなっており、大体3,100万円ぐらいかかっているというふうなことで、廃止に持っていくべきなのか、または黒字経営化を図ってその可能性をもっと探るべきか、また新しい補助メニュー等を探していくべきかというふうなことで、また、先ほどもお話がありましたように、果たして越知谷地域の活性化そのものにつながっているのかどうかというふうなところもいろいろございまして、結論には至らない話でございましたが、十分監視して、いわゆるチェックをする必要があるのではないかと、いろんな意味で新しい事業等に取り組まれている中で、いわゆるいたずらに費用がかかっていると、一般財源の持ち出しが際限なく続くということについては、いろんな形で検討を要するというふうなところではないかなというふうなことでございます。

以上、いろいろございますんですが、代表的なところがそういうところでございます、その他については常任委員長の報告の中にも重なるところがありますので、以下のことについては割愛をさせていただきます。

以上で報告を終わります。

○議長（安部 重助君） 御苦労さんでした。

それでは、ここで私のほうから、12月定例会以降の閉会中の重立った事項について報告いたします。

12月24日、平成25年度中播磨地域づくり懇話会が姫路で開催され、井戸知事に対して町長からは、公立病院を核とした地域医療の充実強化、防災対策と安心・安全のまちづくりについて、私から生活基盤としての道路整備について意見を述べ、県による積極的な事業推進を要望いたしました。

12月25日、県町議会議員公務災害補償組合議会臨時会が神戸で開催され、私が出席しております。播磨町議会の宮尾議長を組合長に選任するとともに、平成26年度市町負担金の見込み額等について説明を受けました。引き続き、県町議会議長会評議員会議が開催され、平成26年度町負担金の見込み額等について説明を受けました。

1月5日、姫路市消防出初め式が開催され、私が出席しております。

1月6日、公立神崎総合病院の岩崎副院長の長年の功労に対する表彰式が行われ、藤森民生産業常任委員長と私が出席しております。神河町は急激な少子化を迎えており、その対策が最重要課題となっておりますが、その基盤となるのは、当病院に岩崎先生のような産婦人科医師がおられることです。今後も地域のために頑張っていただけることを

議会としてもお願いいたします。

1月8日、神河町商工会主催の新年交歓会が開催され、私と各議員が出席しております。

1月12日、神河町成人式が開催され、新成人149人のうち119人が出席し、社会人としての自覚を新たにされました。議会を代表して神河町のあすを担う青年の門出を祝い、励ましました。

1月23日、県町議会議長会主催の議会広報研究会が神戸で開催され、藤原日順広報公聴特別委員長ほか委員と私が出席しております。

1月28日、美方郡町議会議員連絡協議会が、空き校舎を利用した介護保険施設の取り組みについて行政視察に来町されています。議会からは、藤森民生産業常任委員長と私が、行政からは山名町長、前田総務課長、佐古健康福祉課長ほか担当職員に、また事業開設者にも対応していただきました。

2月3日、県町議会議長会主催の議会運営委員研究会が神戸で開催され、廣納議会運営委員長ほか委員に出席いただいております。

2月7日、中播衛生施設事務組合議会定例会第1日目が開催され、藤森民生産業常任委員長と私が出席しております。付議事件については、平成25年度事務組合一般会計補正予算を可決、平成26年度事務組合一般会計予算について提案説明を受けました。

2月11日、神河町人権啓発講演会が開催され、全議員が出席しております。「今を生きる」と題して、医学博士藤井輝明氏から、御自身の体験をもとに異質なものを排除しない世の中にとの願いを込めた講演をお聞きし、研修を深めました。

2月12日、県町議会議員公務災害補償組合議会定例会が神戸で開催され、私が出席しております。平成25年度一般会計補正予算、平成26年度事業計画及び一般会計予算について審議し、可決しております。引き続き、県町議会議長会評議員会議が開催され、平成25年度補正予算、平成26年度事業計画及び予算について審議し、承認しております。

2月14日、兵庫県主催の広報研究大会が神戸で開催され、広報公聴特別委員会から藤原日順委員長と小林委員に出席いただいております。

2月16日、神河町消費生活セミナーが開催され、私と各議員が出席しております。ごみの分別についての講演と、生ごみ減量化に向けたコンポストモニターの実践発表が行われました。

2月17日、中播農業共済事務組合議会定例会第1日目が開催され、小林議員と私が出席しております。付議事件については、家畜共済危険段階共済掛金標準率等の設定の件について可決、平成26年度農業共済事業会計予算等について提案説明を受けました。

同じく2月17日に町国民健康保険運営協議会が開催され、藤森民生産業常任委員長に出席していただいております。

同じく2月17日に兵庫県主催の地方行政課題研究会が神戸で開催され、藤原日順議

員と成田議員に出席していただいております。

2月18日、町消防審議会が開催され、藤森民生産業常任委員長と私が出席しております。なお、立石議員におかれましては、学識経験者として出席していただいております。

2月19日、県町監査委員協議会定期総会が神戸で開催され、清瀬代表監査委員と立石監査委員が出席されております。

2月26日、中播北部行政事務組合議会定例会第1日目が開催され、山下副議長、藤森民生産業常任委員長と私が出席しております。付議事件については、平成25年度事務組合一般会計補正予算を可決、平成26年度事務組合一般会計予算について提案説明を受けました。なお、各事務組合議会の議案等につきましては、議員控室において閲覧できるようにしておりますのでごらんください。

同じく2月26日に公立神崎総合病院運営委員会が開催され、藤森民生産業常任委員長と私が出席しております。

なお、会議規則第129条に規定する議員の派遣の件は、お手元に配付のとおり議員派遣をしておりますので御了承願います。

また、定例会ごとに発行しております議会だよりにつきましては、1月15日に第36号を発行し、1月24日に各区長様に配布しております。

また、閉会中に要望書2件を受理しております。議会運営基準第140条の規定に基づき、お手元にその写しを配付しておりますので御一読お願いいたします。

以上で閉会中の重立った事項について報告を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開を11時ちょうどといたします。

午前10時40分休憩

午前11時00分再開

○議長（安部 重助君） 休憩を解き会議を再開いたします。

病院総務課長がただいまの時間より復帰されておりますので、御了承願います。

また、先ほど委員長報告の中で、民生産業常任委員長報告の中で若干の訂正があるという申し入れがございましたので、ここで許可いたします。

藤森委員長。

○民生産業常任委員会委員長（藤森 正晴君） 8番、藤森です。先ほど民生産業常任委員会の報告の中で誤りがありましたので、訂正を申し上げます。

まず、公立神崎総合病院の事業収益で、25億1,703万円が正しいのに2億1,703万円と私、報告しましたので、訂正をいたします。

それと、次に、病院の改築につきまして、北病院と言ったそうでございますので、北館と新築移転ということで訂正をお願いいたします。

それともう1点、新規事業でスクリーニング検査でありますけれど、この検査におい

ては聴覚検査でありますので、私、視覚検査という報告をしたようでありますので、訂正をし、おわびを申し上げます。

○議長（安部 重助君） 以上、民生産業常任委員長のほうから訂正がありましたので、御了承願います。

それでは、これより議案の審議に入ります。

日程第 4 発議第 1 号

○議長（安部 重助君） 日程第 4、発議第 1 号、神河町議会会議規則の一部を改正する規則制定の件を議題といたします。

事務局、発議第 1 号の朗読をしてください。

〔事務局長朗読〕

発議第 1 号 神河町議会会議規則の一部を改正する規則制定の件

○議長（安部 重助君） ここで提出者の説明を求めます。

廣納良幸議員。

○議員（9 番 廣納 良幸君） 説明をさせていただきます。

発議第 1 号、神河町議会会議規則の一部を改正する規則制定の件について、提案理由を御説明申し上げます。

昨年 3 月の第 5 2 回定例会において、次回の一般選挙から議員定数 14 人を 12 人にすることを議員発議し、全会一致で可決されました。平成 26 年 4 月 15 日に告示される神河町議会議員選挙以降、議員定数が 12 人となることに伴い、今後の議会運営のあり方について議員間で協議を重ねました結果、会議規則の改正が必要となりましたので提案するものでございます。

新旧対照表をごらんください。まず、第 14 条、議案の提出並びに第 17 条、修正動議について説明をいたします。団体意思の決定にかかわる議案の提出権と修正動議については、地方自治法第 112 条並びに第 115 条の 3 において、その要件として議員の定数の 12 分の 1 以上の者の賛成、発議が必要と規定されており、その数には、提出者、発議者を含み、議員定数が 12 人以下の議会においては 1 人で、賛成者は不要であると解釈されております。そこで、地方自治法の規定によるものを除く機関意思の決定にかかわる議案の提出権と修正動議について規定する会議規則第 14 条並びに第 17 条について、議員定数減に伴い、地方自治法の規定の趣旨に沿って提出者の発議の人数要件を廃止するものでございます。

次に、第 19 条、先決動議の措置から第 88 条第 2 項、表決の順序の人数要件がある各規定についてですが、議員定数 12 人である市川町議会並びに上郡町議会の規定等を参考に協議した結果、議会の円滑な運営を目的として、それぞれ 2 人以上に改正するも

のでございます。

以上、簡単ですが、提案説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（安部 重助君） 説明が終わりました。

発議第1号に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございます。質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結し、発議第1号を採決いたします。

本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、発議第1号については、原案のとおり可決しました。

日程第5 発議第2号

○議長（安部 重助君） 日程第5、発議第2号、神河町議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

事務局、発議第2号の朗読をしてください。

〔事務局長朗読〕

発議第2号 神河町議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件

○議長（安部 重助君） 提出者の説明を求めます。

廣納良幸議員。

○議員（9番 廣納 良幸君） では、説明を行います。

発議第2号、神河町議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件について、提案理由を御説明申し上げます。

平成26年4月15日に告示される神河町議会議員選挙以降、議員定数が12人になることに伴い、常任委員会の構成や議会運営のあり方等について議員間で協議を重ねてまいりました。現行の総務文教常任委員会と民生産業常任委員会の2委員会のままでいくこととすると、委員定数はそれぞれ6人となります。一般的に常任委員会の委員定数は最低でも6人から7人必要、十分に所管事務の調査と議案等の審議を行うには8人以上が望ましいとされております。そこで、常任委員会の機能を高め議論を深めるために、これまでの議員1人1常任委員会制を複数常任委員会制に改め、総務文教、民生福祉、

産業建設の3つの常任委員会を設置し、委員定数をそれぞれ8人として、各議員が2つの常任委員会に所属するように改正するものでございます。

各常任委員会の所管については、新旧対照表に記載のとおりでございます。

なお、複数常任委員会制については、平成18年の地方自治法改正に伴い、議会組織にかかわる自主性、自立性を拡大し議会の活性化を図る観点から、議員の常任委員会への所属制限が廃止され、各議会において、その実情により自由に常任委員会の設置数、委員定数を制定できるようになっております。複数の常任委員会に所属することが可能となったものでございます。

以上、提案説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（安部 重助君） 説明が終わりました。

発議第2号に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございます。質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結し、発議第2号を採決いたします。

本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、発議第2号については、原案のとおり可決しました。

日程第6 報告第1号

○議長（安部 重助君） 日程第6、報告第1号、専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）を議題といたします。

上程報告に対する提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山名 宗悟君） 報告第1号について、報告理由並びに内容について御説明申し上げます。

本報告は、専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）についてでございます。町長の専決処分事項の指定についての規定に基づき、昨年12月17日に発生した公用車事故の対物事故分について、1月14日に示談が成立しましたので、同日付で専決処分させていただいたものです。

なお、詳細につきましては、総務課長から御説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 総務課、前田でございます。お手元の専決処分書により説明をさせていただきます。

事故発生日は平成25年12月17日火曜午前9時50分で、事故発生場所は姫路市城東町180のコンビニエンスストア駐車場内です。事故当事者、相手方は姫路市在住の女性で、事故概要は、長谷小学校教諭が校外学習で児童を公用車で引率中、児童のトイレ休憩のため停車、その後、用を済ませ車をバックさせた際に、後方に停車していた相手車両に接触したものです。停車中の車への接触であるため、事故の責任割合は町が100%、相手方がゼロ%で示談が成立いたしました。損害賠償額は対物事故として19万5,458円で、示談成立日が平成26年1月14日、賠償金支払い日が平成26年1月17日です。以上です。

○議長（安部 重助君） 報告が終わりました。

本報告に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございますので、質疑を終結いたします。

報告第1号については以上のおりでございますので、よろしく御了承のほどお願いいたします。

日程第7 報告第2号

○議長（安部 重助君） 日程第7、報告第2号、専決処分の報告の件（傷害事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）を議題といたします。

上程報告に対する提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山名 宗悟君） 報告第2号について、報告理由並びに内容について御説明申し上げます。

本報告は、専決処分の報告の件（傷害事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）についてでございます。町長の専決処分事項の指定についての規定に基づき、平成25年9月5日に発生した傷害事故について、平成26年1月16日に示談が成立しましたので、同日付で専決処分をさせていただいたものであります。

詳細につきましては、病院総務課副課長から御説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

病院総務課副課長。

○病院総務課副課長（藤原 秀明君） 病院の藤原でございます。それでは、御説明申し上げます。専決処分書に沿って御説明を申し上げます。

この事故につきましては、平成25年9月5日午後3時25分ごろに、福崎町在住の

6歳の男児をケアステーションかんざきで療育訓練中に発生したものでございます。男児が約21センチ角のさいころ上のウレタンブロックを2段積みまして、そこから飛びおりようとしたところ、ブロックが倒れ、床に転倒し、床には転倒防止用のクッションマットを敷いておりましたが、左肘をつき、骨折をされたものでございます。これにつきましては、入院が19日間、外来通院10日間で43万6,050円の損害賠償額でございます。

なお、この賠償金は加入しております保険で対応をいたしております。

以上が報告でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 報告が終わりました。

本報告に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 質疑特にないようでございますので、質疑を終結いたします。

報告第2号については以上のとおりでございます。よろしく御了承のほどお願いいたします。

日程第8 第1号議案

○議長（安部 重助君） 日程第8、第1号議案、神河町特別職の職員で非常勤のもの報酬、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山名 宗悟君） 第1号議案の提案の理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町特別職の職員で非常勤のもの報酬、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本条例は、特別職の職員、議会の議員を除く、で非常勤の者に対する報酬、費用弁償及び旅費の支給について必要な事項を定めております。

このたびの改正は、非常勤特別職のうち監査委員と期日前投票の投票管理者と投票立会人の報酬額を改正するものでございます。1月29日開催の特別職報酬等審議会において御審議をいただき、改正することが妥当として答申をいただきましたので、このたび一部改正をするものでございます。

監査委員につきましては、識見者の報酬額を現行18万円から24万円に引き上げることとし、議会選出監査委員については、議員報酬との兼ね合いから改正は先送りとしています。また、期日前投票におけるセンター長谷の投票時間が他の期日前投票所と比べ短いことから、期日前投票管理者と投票立会人の報酬額を、センター長谷に限り1回1万1,000円を9,000円に減額改正するものでございます。

以上が提案の理由並びに内容でございます。

詳しい内容につきまして、総務課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただきますようお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 総務課、前田です。第1号議案の詳細について説明をさせていただきます。

本条例の改正につきましては、2月12日にいただきました神河町特別職報酬等審議会の答申に基づく改正であり、いわゆる町独自の改正ということになります。

改正のポイントとしましては、監査委員のうちの識見者の報酬額を、活動実績から判断した1日当たりの報酬額が他の非常勤特別職委員の報酬日額と比較して大きく下回ることから年額18万円を24万円に引き上げること、また、センター長谷での期日前投票における投票管理者及び投票立会人の報酬額を、他の投票所に比べ従事時間が3時間短いことから1回1万1,000円を9,000円に減額改正するものです。これらの改正による住民負担につきましては、審議会答申に基づくものであるということから適正なものになると考えております。

もう少し詳しく申し上げますと、監査委員の報酬額の改正については、特別職報酬等審議会において、前監査委員様からの御退任に際し、監査委員の報酬額の引き上げの御意見をいただいていることを説明し、御審議をいただいたところでございます。その結果、活動実績から割り戻した1日当たりの報酬額が他の非常勤特別職委員の報酬日額と比較して大きく下回ることから、増額の方向で見直すことが適当であると御判断をいただきました。よって、改正額につきましては、活動実績と他の非常勤特別職委員の日額報酬額から判断して24万円といたしております。

なお、議会選出監査委員の報酬額につきましては、特別職報酬等審議会において議員報酬そのものについても議論されましたが、このたびの選挙から定数が減じられ行財政改革に取り組まれていること、生活給的要素から判断した場合の妥当性などから引き上げとする意見がある一方で、町三役が減額実施中に議会議員のみの引き上げとなることや議員活動のあり方などから、引き上げに対して住民理解が得られるかといった両論があったことから、現行据え置きという答申をいただきましたので、議会選出監査委員については据え置きとするものでございます。

次に、期日前投票における投票管理者と立会人の報酬額の改定について御説明申し上げます。期日前投票については、現在、本庁、神崎支庁舎、センター長谷の3カ所で実施しており、投票終了時間をセンター長谷のみ午後5時までとしており、3時間短い従事時間となっております。この状況を御判断いただき、従事時間により報酬額に差をつけることが適正であるという審議会答申をいただきました。そこで、現在1回1万1,000円の報酬額を、従事時間を考慮して、センター長谷で期日前投票管理者、立会人

として従事していただく方の報酬額を1回9,000円に減額改正するものでございます。

以上が主な改正理由でございます。

なお、新旧対照表等についてはごらんいただいたとおりということでございます。以上です。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第9 第2号議案及び第3号議案

○議長（安部 重助君） 日程第9、第2号議案、神河町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件及び第3号議案、神河町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定の件の2議案を一括議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山名 宗悟君） 関連がございますので、第2号議案及び第3号議案の提案の理由並びに内容について、一括で御説明申し上げます。

第2号議案、神河町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件、第3号議案、神河町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

これらの条例は、町長、副町長、教育長の給与及び旅費について必要な事項を定めております。このたびの改正内容は、今後の交付税の一本算定による減額を踏まえ、さらなる財政の健全化のため、これまでに引き続き減額を行うものでございまして、町長20%、副町長15%、教育長10%の減額をするものでございます。

なお、削減の期間はいずれも平成26年度分でございます。

このたびの特別職報酬等審議会では、財政健全化の当面の目標であった実質公債費比率18%未満達成後は、自主減額を中止し条例規定額とすることが適当である旨の答申をいただいておりますので、平成27年度以降は熟考の上、適切な判断をすることといたしております。

以上が提案の理由並びに内容でございます。よろしく御審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第10 第4号議案

○議長（安部 重助君） 日程第10、第4号議案、神河町職員の給与に関する条例の一

部を改正する条例制定の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山名 宗悟君） 第4号議案の提案の理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本条例は、職員の給与並びに企業職員を除く一般職に属する技能労務職員の給与の種類及び基準について必要な事項を定めております。

このたびの改正内容は、第36条の休職者の給与についての規定を一部改正するものでございます。現規定では、地方公務員法第28条第2項に基づく分限休職者に対して、または分限休職後退職、失職、死亡した者に対して勤勉手当が支給できることとなっておりますが、本来、勤勉手当の趣旨から判断いたしますと基本的には支給しないことが適切であることから、支給項目から削除するものでございます。

以上が提案の理由並びに内容でございます。

詳しい内容につきましては、総務課長から御説明しますので、よろしく御審議をいただきますようお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 総務課、前田です。第4号議案の詳細について説明をさせていただきます。

本条例の改正につきましては、国及び県の取り扱いに準じた改正でございます。

改正のポイントとしましては、病気休暇期間が90日を超え分限休職中の職員及び同状況の職員が勤勉手当の基準日の1カ月前以内に退職、地方公務員法第16条の欠格事項に該当して失職、また死亡した職員に対し、勤勉手当を支給しないようにするものです。これらの改正による住民負担につきましては、国及び県に準拠するものでありますので、適正なものになると考えております。

もう少し詳しく申し上げますと、まず、本条例改正に際し、神河町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正により、国、県等と同様に病気休暇の上限日数を90日に改めます。これにつきましては、第4号議案から2ページめくっていただき、神河町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則新旧対照表をごらんください。第24条は病気休暇の期間について規定するものですが、改正前、第24条第2項及び第3項の「2年」及び「120日」を、ともに改正後は「90日」と短期間に改正するものであります。

なお、経過措置として、本年4月1日の施行期日までに病気休暇を取得し、引き続き承認を得ている者は、これまでどおりの期間とするものです。

次に、第4号議案として御提案をしております神河町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてですが、改正条例の次にあります神河町職員の給与に関する条例新旧対照表をごらんください。

まず、改正前の給与条例第36条第2項では、下から2行目の期末勤勉手当の後の「及び勤勉手当」を削ります。これは、結核性疾患または精神障害にかかり病気休職期間が90日を超えた場合は、地方公務員法第28条第2項の規定に基づき分限処分が行われます。この際の支給項目から勤勉手当を除き、給料、扶養手当、住居手当、期末手当のそれぞれ80%を2年間支給できるものに改めるものです。

給与条例第36条第3項は、第2項と同様に、下から2行目の期末手当の後の「及び勤勉手当」を削ります。これは、心身の故障により病気休暇期間が90日を超えた場合は、先ほどと同様に地方公務員法第28条第2項の規定に基づき分限処分が行われます。この際の支給項目から勤勉手当を除き、給料、扶養手当、住居手当、期末手当のそれぞれ80%を1年間支給できるものに改めるものです。

給与条例第36条第6項は、勤勉手当の基準日等を規定しております。2行目の「又は第32条第1項」及び下から3行目から2行目にかかりまして「又は勤勉手当」を削ります。これは、結核性疾患または精神障害、心身の故障により期末手当の基準日1カ月前以内に退職、地方公務員法第16条の欠格事項に該当して失職、死亡したときは、勤勉手当の支給を廃止、期末手当のみの支給とするというものであります。

以上が改正の主な理由でございます。以上です。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第11 第5号議案

○議長（安部 重助君） 日程第11、第5号議案、ケアステーションかんざき設置条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山名 宗悟君） 第5号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、ケアステーションかんざき設置条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本条例は、小児療育の拠点施設であるケアステーションかんざきの設置に関して必要な事項を定めております。このたびの改正内容は、ケアステーションかんざきについて、新たに障害者総合支援法及び児童福祉法に規定する指定特定相談支援事業者及び障害児相談支援事業者の県の認可、町の指定を受け、障害児相談支援、計画相談支援、基本相談支援の事業を実施するため改正するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきまして、健康福祉課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域局長（佐古 正雄君） 健康福祉課、佐古でございます。第5号議案の詳細について御説明申し上げます。

改正の理由につきましては町長が申し上げたとおりでございます。平成27年3月末までに障害児のサービス等利用計画作成を完了しなくてはならないこととされております。このことを受けまして、ケアステーションかんざきで新たに県の認可、このものにつきましてはいわゆる相談専門員の認可でございます、と事業所につきましては町の指定を受け、障害児相談支援、計画相談支援、基本相談支援の事業を実施するために改正をするものでございまして、上位法の改正に伴うものではなく、町民に対して負担、不利益を及ぼすことはございません。

それでは、新旧対照表をごらんください。第4条は事業について規定をしております。その中の第2号には小児療育事業を規定しておりますが、アにおいて障害児相談支援を追加し、改正前の同号中イをウに、ウをエに繰り下げ、新しいイとして、障害者総合支援法第5条第17項及び第18項に規定する計画相談支援及び基本相談支援を加えるものでございます。

なお、附則で施行期日を規定しておりまして、公布の日から施行する規定を定めております。

以上、説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑につきましては、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第12 第6号議案

○議長（安部 重助君） 日程第12、第6号議案、神河町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山名 宗悟君） 第6号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本条例は、老人重度障害者、乳幼児等、母子家庭、父子家庭及び遺児の医療費の一部を助成することについて必要な事項を定めております。

このたびの改正理由は、兵庫県が平成26年4月1日施行で老人及び母子家庭等助成対象者に給付する医療費の範囲と母子家庭等女性の給付対象者について改正されることを受け、本条例について同様の改正をするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきまして、住民生活課長から御説明しますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（足立 和裕君） 住民生活課、足立でございます。それでは、詳細説明をさせていただきます。

今回の改正は、県の制度であります福祉医療制度のうち老人医療、つまり65歳から69歳を対象としております、と母子家庭等医療が改正されることによるものでございまして、県の第3次行革プランとして制度を継続して安定的なものにするための見直しとされております。

まず、老人医療につきましては、国の高齢者の自己負担割合見直しにより、70歳から74歳の自己負担割合が現行の1割から2割になります。現行制度を継続しますと、助成受給者区分の70歳から74歳の低所得者1よりも65歳から69歳の低所得者1の方が自己負担割合が低くなるという逆転現象を生じます。ここで低所得者1とは、町民税非課税世帯で世帯全員に所得がなしというものでございます。このことを解消するために、65歳から69歳の低所得者1の負担割合を現行1割から2割へ引き上げられます。これにより65歳から69歳における低所得者1と2が同じ2割となるので、この差別化を図るべく、低所得者2の負担限度額が引き上げられるものでございます。低所得者2とは、町民税非課税世帯で年金を超えた所得80万以下の世帯でございます。具体的には、月当たりの限度額、外来で現行8,000円が1万2,000円に、入院で現行2万4,600円が3万5,400円になります。

なお、現在の65歳から69歳の対象者につきましては、経過措置としまして、70歳になるまで現行の自己負担割合、負担限度額を継続することになります。つまり、本年7月1日以降65歳になる方が、申しあげました改正の対象となることになります。

続きまして、母子家庭等医療につきましては、乳幼児・子供医療助成事業の充実を踏まえ、母子または父子世帯とそれ以外の世帯との著しい不均衡を是正するために行うものでございます。具体的には、乳幼児・子供医療について各市町、差はあるものの、例えば我が町で申しますと中学3年生まで所得制限なし、負担金ゼロと充実を図っております。母子家庭等医療につきましては親にも医療証が交付されておりますが、母子等世帯とその他の世帯の世帯収入におきまして母子等世帯が多いケースがある中で、母子等家庭の親に医療証が出ていることの不均衡を是正するために、母子等世帯の医療証交付対象者を低所得者に重点化されるものでございます。項目としましては、所得制限と負担限度額の外来、入院について改正が行われます。

それでは、条例の新旧対照表をごらんください。

なお、本町条例は県の本制度の要綱をベースとして作成をしております、今回の改

正文も県のひな形を引用したものでございます。

それでは、新旧対照表の第3条、福祉医療の支給の第1号でございます。さきに説明いたしました老人の助成する医療費の範囲についてのアンダーラインの1行目、2行目ですが、改正前では「(所得を有しない者である場合は、100分の10)」を改正後は削除をいたします。これは自己負担割合が一律に2割になるためでございます。

次に、改正前のアンダーラインの3行目でございます。外来の場合の負担限度額についてでございますが、額が「8,000円を超えるときは8,000円」とありますのを、改正後は「12,000円を超えるときは12,000円(所得を有しない者である場合には、8,000円を超えるときには8,000円)」となります。この括弧内で低所得者1については現行どおりという意味合いになります。

次に、入院の場合でございますが、改正前のアンダーライン、4行目、5行目、「24,600円」は改正後「35,400円」となります。

次に、第3条第4号、母子家庭等の助成する医療費の負担限度額についてでございます。まず、アの入院以外の療養である場合、2ページをごらんください。1行目アンダーラインの改正前が「600円」が改正後「800円」となります。次に、イの入院療養である場合のアンダーライン、改正前「2,400円」が改正後「3,200円」となります。

第4条、所得による支給の制限の第1項に、次に該当する場合には支給しないという記載がございます。第4号の括弧書きを省いて改正前後を朗読をいたします。母子家庭等については、母子家庭の母、父子家庭の父及び養育者の前年の所得が児童扶養手当法に規定する額のうち児童扶養手当の、この次がアンダーラインで「全部が支給停止となる額以上であるとき」とされています。この意味は、一部支給は対象になるという意味でございます。とあるのを、改正後では「全部が支給される額を超えるとき」、これはつまり、全部支給のみを対象とする意味でございます。その次に追加されております「(低所得者である場合には、児童扶養手当が支給停止となる額以上であるとき)。」となります。この括弧につきましては、低所得者は一部支給も支給となるという意味でございます。

ここで、所得による支給の制限について少し説明をさせていただきます。所得制限の基準となる児童扶養手当は、18歳未満の児童または20歳未満の障害のある児童を養育する人で、ひとり親または父母が重度の障害、遺棄の場合に支給されるもので、その所得に応じ全部支給と一部支給がございます。今回の母子家庭等医療の所得制限の改正では、現行で一部支給が基準であったものを、改正後では全部支給が基準となります。具体的に申し上げますと、扶養家族1人の場合ですと、一部支給の所得制限が230万円に対し全部支給では57万円でございます。母子家庭等助成する医療費が今回の改正で低所得世帯に絞られたということでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑につきましては、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第13 第7号議案

○議長（安部 重助君） 日程第13、第7号議案、神河町し尿くみ取り手数料の徴収に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山名 宗悟君） 第7号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町し尿くみ取り手数料の徴収に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本条例は、し尿くみ取り手数料の徴収に関して必要な事項を定めておりますが、このたびの改正理由は、本年4月1日から消費税率が5%から8%に引き上げられることに伴い、し尿くみ取り手数料単価の改正を行うものです。

具体的には、別表で規定しているし尿くみ取り手数料単価を10リットル当たり63円を65円に改正するものでございます。

以上が提案の理由並びに内容でございます。

詳細につきまして、住民生活課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（足立 和裕君） 住民生活課、足立でございます。それでは、詳細説明をさせていただきます。

まず、し尿くみ取り手数料の条例改正案が今回3月になったことに関しまして、お並びを申し上げます。くみ取り業務につきましては、委託業者が消費税を納め、委託料に転嫁されます。税務署に消費税を納めるものにつきましては原則引き上げを行うべきものを見落としておりました。町民さんに対する周知期間が短くなりますが、公正な負担のため、今回、定例会に提案をさせていただくものでございます。申しわけございません。

周知方法としましては、告知放送、4月広報、券販売所や役場、地域局でのお知らせポスターの掲示を予定しております。

それでは、詳細の説明をさせていただきます。

同条例の新旧対照表をごらんください。新旧対照表に同条例の別表をつけております。し尿くみ取り搬出の10リットル当たりの本体価格60円に対しまして、改正前では消費税率5%、1.05を乗じた額63.0円を63円としております。改正後は、同額に消費税率8%、1.08を乗じた64.8円を四捨五入いたしまして65円とするも

のでございます。

次に、この手数料改正により生じます時期による料金等の運用について御説明をさせていただきます。料金は、本年4月1日以降のくみ取りにつきまして、改定後の100リットル当たり650円といたします。現在のくみ取り券は黄色の100リットル券を発行しておりますが、4月1日以降分としまして黄色から緑に色を変更をいたします。3月末で残った黄色の630円券を使用する場合には、券の販売を委託しておりますJA栗賀支店、同じく寺前支店及び役場本庁におきまして差額分20円をお支払いをいただき、その券に差額納付済みの検印を押すことといたします。

それでは、この運用に係ります施行規則、新旧対照表をごらんください。改正後の1項の見出しとして「(施行期日)」を加えます。このことは、改正前のように1項目の場合は不要ですが、2項目以上になると見出しが必要となるためでございます。

次に、2項の見出しでございます。朗読いたします。「(神河町し尿くみ取り手数料の徴収に係る条例の一部を改正する条例の施行に伴う経過措置)」、これが見出しでございます。

本文でございます。第2項、神河町し尿くみ取り手数料の徴収に関する条例の一部を改正する条例、括弧を飛ばします、の施行の日の前日まで購入したし尿くみ取り券は、一部改正条例の施行の日以降のくみ取りには使用できないものとする。ただし、改正後の手数料との差額を納付し検印を受けた従前のし尿くみ取り券はこの限りではないとするものでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長(安部 重助君) 提案説明が終わりました。

なお、質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第14 第8号議案

○議長(安部 重助君) 日程第14、第8号議案、神河町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

町長。

○町長(山名 宗悟君) 第8号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本条例は、非常勤消防団員や非常勤の水防団員または水防に従事した者並びに災害対策基本法の規定による応急措置の業務に従事した者に係る損害補償について、必要な事項を定めております。

このたびの改正理由は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律が平成24年6月20日に成立、同年6

月27日に公布されたことに伴い、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が本年4月1日から施行されることを受け、本条例の引用条文を改正するものがございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、住民生活課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（足立 和裕君） 住民生活課、足立でございます。それでは、詳細説明をさせていただきます。

この条例は、消防法等上位法に規定された非常勤消防団員等に係る損害補償を的確に行うことを目的とした条例でございます。

それでは、新旧対照表をごらんください。介護補償、第9条第2号の冒頭に記載の法律のアンダーライン「第5条第12項」の内容は、「障害者支援施設とは」を記載したものでございます。町長が申し上げました上位法の改正に伴い、上位法の条文のうち項の番号が11項に繰り上がるもので、内容は変わりはありません。非常勤消防団員等の損害補償に関して何ら影響を受けるものではございません。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については第3日目以降に行いますので御了承願います。

ここで昼食のため暫時休憩いたします。再開は13時ちょうどいたします。

午前11時59分休憩

午後 1時00分再開

○議長（安部 重助君） 休憩を解き会議を再開いたします。

午前中に続き日程に入ります。

日程第15 第9号議案

○議長（安部 重助君） 日程第15、第9号議案、神河町水道給水条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山名 宗悟君） 第9号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町水道給水条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本条例は、町の水道事業の給水についての料金及び配水管または給水装置工事の費用負担、その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めておりま

す。

このたびの改正内容は、条例第36条の特別管理料の規定を削除するものでございます。特別管理料は、給水管設置後において屋内給水装置の未設置または使用休止により水道施設を使用しない場合、普及促進と給水管の維持管理費用の一部に充てるために徴収しておりましたが、平成25年3月、普及率が99.5%となり、当初の目的を果たしていると判断し、下水道処理施設の特別管理料とともに廃止するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、上下水道課長から御説明しますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（坂本 康弘君） 上下水道課、坂本でございます。

第9号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町の水道給水条例第36条、特別管理料の規定を削除するものでございます。

提案理由は先ほど町長からの説明のとおりでございます。私からは、議案書の次のページ、本日差しかえをお願いしておりますペーパーでございますが、神河町水道給水条例新旧対照表の内容について御説明いたします。

右側の改正前の第4章、料金及び手数料の（特別管理料）第36条の条文を削除し、左側ですけれども、改正後は第36条、削除とし、条文番号と削除された事実を記した条文となっております。

ちなみにこの条例削除に伴います減収影響額は、年間110万円を見積もっております。

以上で説明を終わります。御審議よろしく願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑につきましては、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第16 第10号議案

○議長（安部 重助君） 日程第16、第10号議案、神河町生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山名 宗悟君） 第10号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本条例は、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに水質保全を図るための生活排水処理施設の設置について必要な事項を定めております。

このたびの改正内容は、第9号議案同様、条例第16条の特別管理料の規定を削除するものでございます。特別管理料は、加入申し込みによる公共ます設置後において排水設備の未設置または休止により下水道施設を使用しない場合、取水管及び公共ますの維持管理費用の一部に充てるために徴収しております。これは下水道の普及促進と下水道施設建設費の公平な負担を目的としておりましたが、平成25年3月、下水道の水洗化率が97.5%となり、当初の目的を果たしたものと判断し、特別管理料を廃止するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきまして、上下水道課長から御説明しますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（坂本 康弘君） 上下水道課、坂本でございます。

第10号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例第16条、特別管理料の規定を削除するものでございます。

提案理由は先ほど町長からの説明のとおりでございます。私からは、議案書の次のページ、神河町生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例新旧対照表の内容について御説明いたします。

右側、改正前の（特別管理料）第16条の条文を削除し、左側ですが、改正後は第16条、削除とし、条文番号と削除された事実を記した条文となっております。

続きまして、その下ですけれども、右側、改正前の「別表第2（第7条、第16条関係）」、続きまして「（1か月あたり）」を左側、改正後でございますが、「別表第2（第7条関係）」、同じく「（1か月あたり）」に改正するものです。現行で用いられてる字句を使っております。

ちなみにこれに伴う減収影響額は、年間360万円と見積もっております。

以上で説明を終わります。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑につきましては、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第17 第11号議案

○議長（安部 重助君） 日程第17、第11号議案、兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約変更の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山名 宗悟君） 第11号議案の提案の理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約変更の件についてでございます。

このたびの規約変更は、南あわじ市・洲本市小中学校組合の脱退の申し出を受け、退職手当組合を組織する構成団体に増減が生じるため、また小野加東環境施設事務組合が組合の名称変更に伴い組合規約の変更をする必要があることから、構成団体との協議、県との事前協議を踏まえて、構成団体が共通して議会の議決を求めるものでございます。

以上が提案の理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第18 第12号議案

○議長（安部 重助君） 日程第18、第12号議案、兵庫県後期高齢者医療広域連合規約変更の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山名 宗悟君） 第12号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、兵庫県後期高齢者医療広域連合規約変更の件でございます。

このたびの規約変更は、当広域連合の副連合長を現在の1名から2名にするものでございまして、構成団体との協議、県との事前協議を踏まえて、構成団体が共通して議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきまして、住民生活課長から御説明しますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（足立 和裕君） 住民生活課、足立でございます。

それでは、詳細説明をさせていただきます。

後期高齢者医療広域連合は、県下全ての市町をもって組織をされておりまして、その所掌事務としましては、被保険者の資格の管理、医療給付に関する事務、保険料の賦課、保健事業事務、これは保健は健やかへのほうの保健でございます。その他当該医療制度の施行に関する事務を行っております。

副連合長の1名増の要因となりました具体的事例について申し上げます。副連合長は連合長が広域連合議会の同意を得て、市町長のうちから選任し、その任期は当該市町長

の任期とされております。昨年11月に正副連合長がともに空席となり、事務局長が職務代理をする事態が生じました。広域連合は特別地方公共団体であり、特別職不在の状況は好ましくなく、安定して業務を執行するために今回2人とするものというものでございます。

副連合長の数につきまして、近畿管内の例を申し上げます。京都、大阪が4人、奈良、和歌山が3人、福井、滋賀が2人となっております。兵庫県では現在、多可町長1名が就任をされております。

議案書の2ページ目に記載しております新旧対照表のとおり、今回、副広域連合長を1人から2人に規約変更するものでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第19 第13号議案

○議長（安部 重助君） 日程第19、第13号議案、平成25年度神河町水道事業会計資本剰余金の処分の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山名 宗悟君） 第13号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成25年度神河町水道事業会計資本剰余金の処分の件でございます。

地方公営企業法第32条で剰余金の処分等の規定があり、その第3項で毎事業年度生じた資本剰余金の処分は、条例の定めるところにより、または議会の議決を経て行わなければならないと規定されています。その規定に基づき、平成25年度の水道事業会計のうち、補助金をもって取得した資産の撤去により発生する損失について補助金を源泉とする資本剰余金をもって補填することについて、議会の議決を求めるものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきまして、上下水道課長から御説明しますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（坂本 康弘君） 上下水道課、坂本でございます。

それでは、第13号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成25年度神河町水道事業会計資本剰余金の処分の件でございます。

さきの第1次地方主権一括法によりまして、地方公営企業法の改正による同法第32

条、剰余金の処分等の第3項に基づきまして、平成25年度兵庫県内の施工でございます根宇野地内の亀岩川砂防水路工事に伴う水道管の移設に係る既設水道管の撤去により発生した損失につきまして、資本剰余金をもって補填するものでございます。これにつきましては、会計の決算時、決算書の中で剰余金計算書がまた掲載されますので、その中で内容が記されますので、よろしくお願いいたします。

御審議よろしくお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第20 第14号議案

○議長（安部 重助君） 日程第20、第14号議案、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山名 宗悟君） 第14号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本件は、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更の件についてございまして、辺地に係る公共施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項の規定において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

この計画書は、作畑・新田辺地の計画で、事業は2件ございます。1件目は、林道水谷線の舗装新設工事の変更でございます。林道水谷線の舗装新設工事は平成24年度から2年間の施工予定でしたが、平成25年9月2日から4日の大雨により施工箇所付近で災害が発生し、県治山事業の工事車両が舗装面に影響を与えるため、日程を調整し、平成25年度の工事延長を短くし、残りを平成26年度に実施することとしました。また、路盤のCBR検査を実施した結果、当初、計画では確認できなかった路盤の支持力が不足していることが発見されたため、その対策に必要な舗装厚を算出したところ、全体事業費の増額が必要となり、変更するものでございます。

もう1件は、町道勝山線舗装工事の追加であります。作畑地区は右岸側に県道岩屋生野線が縦断し、集落のある左岸側に町道勝山線がありますが、経年劣化で舗装面などの悪化により生活道路として支障があり、ひび割れの段差によって冬季の除雪作業がスムーズに行えない状態にありますので、辺地対策事業によって舗装工事を行います。これら2件についての辺地総合整備計画の変更でございます。

なお、詳細につきましては、総務課財政特命参事から御説明しますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

総務課特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（太田 俊幸君） 総務課、太田でございます。

第14号議案の詳細説明をいたします。

施設の整備を必要とする事情は先ほど町長の提案説明のとおりで、計画の実施により地域の活性化を図るものでございます。

計画書でございますが、表紙をめくっていただきまして、作畑・新田辺地の計画書で、人口197人、面積19.1平方キロメートル。辺地度数は156点。

3番の公共施設の整備計画ですが、林道水谷線舗装新設事業は、平成24年度から平成25年度までの2年間から、平成26年度までの3年間に延長し、事業費4,650万5,000円から6,028万円に増額します。特定財源は林道改良事業県補助金で51%の3,069万1,000円。一般財源のうち2,950万円が辺地対策事業債でございます。

次に、町道勝山線ですが、平成26年度単年度事業で事業費1,550万円で補助金なしの全額辺地対策事業債でございます。

2ページには年次別計画表をつけておりますが、林道水谷線の平成26年度事業費は1,940万円、県補助金984万3,000円、一般財源のうち辺地対策事業債は950万円でございます。町道勝山線舗装事業は延長750メートルで幅員4メートルでございます。

3ページ、4ページには変更に係る理由書をつけております。5ページ、7ページには位置図と図面をつけております。8ページには現段階での辺地の対策事業の予定をつけております。

以上でございます。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第21 第15号議案

○議長（安部 重助君） 日程第21、第15号議案、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山名 宗悟君） 第15号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本件は、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定の件についてございまして、辺地に係る公共施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

この計画書の事業は、上越知防火水槽新設事業でございます。上越知地区は最も近い

消防水利で300メートル以上離れており、高齢化の影響から地域の防災活動も変化し、消防団活動等、今まで若年層が担っていたものが現在では地域全ての者が担わなければならない状況でございます。また、無人の熊野神社には熊野名水があり、町内外から多くの方が訪れていますが、山林火災の可能性もございます。急峻な地形での消火活動や山林火災等に対応するため、集落の上部2カ所に防火貯水槽を設置し、消防水利を確保することで災害時の初期活動が容易にできるようにするため、辺地対策事業で整備します。

なお、詳細につきまして、総務課財政特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（太田 俊幸君） 総務課、太田でございます。

第15号議案の詳細説明をいたします。

施設の整備を必要とする事情は先ほどの町長提案説明のとおりで、計画の実施により地域の活性化を図るものでございます。

表紙をめくっていただきまして、上越知辺地の総合整備計画で、人口123人、面積4.0平方キロメートル。辺地度点数は121点。

3番の公共施設の整備計画ですが、上越知防火水槽新設事業で2基を新設しまして、事業費は1,431万円でございます。特定財源として消防防災施設整備事業費国庫補助金が538万6,000円で、一般財源が892万4,000円、うち890万円が辺地対策事業債でございます。

2ページには年次計画書をつけておりますが、平成26年度単年度の施工でございます。3ページには理由書をつけておりますが、1基は鋼製FRP複合の40立方メートル型で、もう1基はコンクリート製の40立方メートル型でございます。4ページに箇所図、5ページに図面、6ページには辺地の対策事業の予定をつけております。

以上でございます。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第22 第16号議案

○議長（安部 重助君） 日程第22、第16号議案、平成25年度神河町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山名 宗悟君） 第16号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成25年度神河町一般会計補正予算（第6号）でございまして、補正予算（第5号）以降に補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の主な要因は、年度内に執行できない事業について第2表繰越明許費、消費税引き上げに伴い第3表債務負担行為の補正、第4表地方債の補正、固定資産税の増額と町たばこ税の減額、国の平成24年度補正事業の補正予算債に係る地域の元気臨時交付金の計上、土地開発事業振興基金特別会計繰入金の減額、CATV委託料・使用料の減額、児童手当の減額、中播衛生施設事務組合負担金の減額、水谷線の林道改良工事請負費の減額、環境対策育林事業補助金・緊急防災林整備事業負担金・森林整備事業補助金の減額、神崎・市川線の町道新設改良工事請負費の減額、粟賀・柏尾・貝野線等の町道改良工事請負費の減額、空き家利活用再生事業補助金の減額、消防退職報償金の減額、寺前小学校大規模改造設計業務委託料の減額、各項における災害工事請負費の減額等でございます。

これらにより歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億6,594万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77億2,212万1,000円とするものでございます。

詳細につきまして、総務課財政特命参事から説明しますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（太田 俊幸君） 総務課、太田でございます。

第16号議案の詳細説明をいたします。

それではまず、6ページをお願いします。第2表繰越明許費でございます。障害者自立支援給付システム改修事業90万8,000円、以下合計2億5,254万5,000円でございます。いずれも年度内の事業完了が見込めないため、平成26年度へ繰り越しするものであります。

続きまして、7ページ、第3表債務負担行為補正でございます。消費税の引き上げによって平成26年度以降の額がふえるため、補正で例規集データベースシステム導入事業が1,035万5,000円に、CATV伝送路設備保守委託事業が318万円に、評価がえ固定資産評価システム業務委託事業が572万8,000円に増額でございます。

8ページをお願いします。第4表地方債補正でございます。それぞれの事業の確定見込みにより限度額を補正いたすものでございまして、林道整備事業は水谷線で520万円減額の920万円、道路整備事業は町道粟賀・柏尾・貝野線、野村沢線、神崎・市川線支線に係るもので4,230万円減額の7,300万円、橋梁整備事業はしんこう大橋に係るもので210万円減額の1,190万円、河川整備事業は土砂災害システムに係るもので40万円減額の490万円、消防施設整備事業はポンプ自動車と防火水槽に

係るもので1,690万円減額の340万円、これにつきましては一部地域の元気臨時交付金を充当しました。消防救急デジタル無線整備事業は姫路市消防に係るもので80万円減額の3,790万円、小学校施設整備事業は寺前小学校大規模改造設計に係るもので910万円減額の990万円、農業用施設災害復旧事業は620万円減額の40万円、林業施設災害復旧事業は160万円減額の710万円、公共土木施設災害復旧事業は260万円減額の1億650万円、観光施設災害復旧事業は120万円減額の1,330万円、グリーンエコー笠形親水公園整備事業は360万円減額の4,290万円でございます。合計で9,200万円減額の7億5,526万3,000円となります。

続きまして、歳入歳出予算事項別明細書で説明させていただきます。11ページをお願いします。

歳入でございます。固定資産税は町内の事業所の設備投資が多かったこと等により1,825万4,000円の増額でございます。町たばこ税は消費量の減少によって427万1,000円の減額でございます。地方譲与税以降は見込み数値の修正による減額で、一番下の地方交付税におきましては、追加交付によります294万2,000円の増額でございます。

12ページ、災害復旧費分担金は工事補助率の確定によりまして1,413万円減額で、以下、民生費負担金、教育使用料、民生費国庫負担金につきましては、実績見込みによります増減でございます。公共土木施設災害復旧費負担金は工事補助率の確定によるものでございます。

13ページ、民生費国庫補助金の障害者自立支援給付支払い等システム改修補助金は、年度内に補助される可能性があるため科目設定でございます。衛生費国庫補助金の感染症予防事業費等国庫補助金はがん検診等の実績見込みによるもので、循環型社会形成推進交付金は合併浄化槽に対する補助金で、国の予算不足により5万6,000円の減額となりました。土木費国庫補助金の道整備交付金200万円増額は神崎・市川線の事業確定によるもので、社会資本整備総合交付金は橋梁長寿命化計画策定業務の割り当て事業の確定に係るもので、71万5,000円の増額でございます。地域の元気臨時交付金は平成24年度国の補正予算による事業を実施した自治体に補正予算債を起こして交付されるもので、鍛治市川左岸線に充当した額が1,200万円、1つ飛んで消防費補助金で耐震貯水槽とポンプ自動車に充当した額が2,123万6,000円でございます。住宅費補助金は空き家再生事業が予定より減ったことにより535万円の減額でございます。教育費国庫補助金、民生費県負担金、総務費県補助金は決算見込みによる増減でございます。

14ページ、老人福祉費補助金の300万円増額は小規模多機能施設の増床によるもので、児童福祉費補助金の38万6,000円増額は保育所の園児数がふえたことによるものでございます。農業費補助金の下から2つ目、ため池一斉点検補助金60万4,000円増額は国の補正予算によるもので、このページのその他は実績見込みによる増

減でございます。

15ページをお願いします。指定寄附金は神河ふるさとづくり応援寄附金の特産物を送る制度の効果もあり、80万円の増額でございます。土地開発事業特別会計繰入金は分譲がなかったため3,811万4,000円の減額でございます。寺前地区振興基金特別会計繰入金は寺前漁業協同組合の資金不足のため繰り入れるものでございます。雑入につきましては、下から4行目の緊急助成事業交付金は宝くじ収益による交付金でコミュニティバスに対して補助される予定でしたが、対象事業から外れたため954万円の減額でございます。サル出没総合対策事業補助金32万円とシカ捕獲実施隊編成支援事業補助金26万8,000円は、平成24年度国の補正予算で措置された補助金で、県協議会を設立し、基金を造成して補助されるもので、従来の補助金と別に雑入で計上しました。雑入のその他につきましては、実績見込みによるものでございます。

16ページ、町債につきましては、第4表で説明したとおりでございます。

続きまして、17ページ、歳出でございます。報償費、需用費、役務費、委託料の農家宿泊委託料は、地域交流センターの災害支援事業について該当者がなかったためそれぞれ減額でございます。旅費は東北派遣職員の帰郷の回数が減った額と地域交流センター支援分の107万5,000円の減額で、13節委託料のシステム運用維持委託料はしんこうタウンの行政区設定変更による電算システム委託料の73万5,000円の増額でございます。地方バス等公共交通維持確保対策補助金は、神崎小学校統合に伴い運行経路の見直しによる運行回数、走行距離が増加したため77万円の増額でございます。貸付金は医師就学貸付金について3名分の予算を組んでおりましたが、2名でしたので、240万円を減額いたします。

文書管理費の需用費、財産管理費の役務費、委託料は、決算見込みによる増減でございます。積立金の財政調整基金積立金は、今回補正の余剰額を基金に積み立てるものがあります。神河ふるさとづくり応援寄附金積立金は、ふるさと納税の寄附金を基金に積み立てるものでございます。公共施設維持管理基金積立金は、小学校太陽光発電売電収入19万6,000円を積み立てます。交通対策費のコミュニティバス運行委託料につきましても、運行回数、走行距離の増加によりまして190万3,000円の増額でございます。バス停設置費補助金につきましては、難工事となるため予算額ではできないことから中止となり、44万円の減額で、路線バスコミュニティ料金化事業負担金は、生野線の利用者かふえたため20万3,000円の増額でございます。JR山陰本線・播但線輸送改善事業補助金は、事業費確定によって11万円の減額でございます。

18ページ、13節委託料と14節使用料はそれぞれ入札減によるものですが、データ放送システムリース料について今後の運営を考えるため中止することにしました。税務総務費の固定資産税基礎図面等整備業務委託料は、高浅田、宮野地区の地籍調査の登記委託が来年となったため44万4,000円の減額で、標準地鑑定評価業務委託料は411万8,000円の減額と戸籍住民基本台帳費の法改正システム改修委託料の21

万7,000円減額は、入札減によるものでございます。

19ページ、町社会福祉協議会補助金減額は臨時特例法による給与減額と県社会福祉協議会から相談業務補助金があり、それを人件費に充当するため減額となったものでございます。国民健康保険事業特別会計繰出金96万4,000円減額と保険者支援分52万3,000円の減額は補助金確定によるもので、介護保険事業特別会計繰出金は介護給付費の増額とシステム改修の発生により392万3,000円の増額でございます。老人福祉費の地域介護拠点整備事業補助金は、小規模多機能施設の増床分の補助金で300万円でございます。白寿祝い金は予定者の死亡によって40万円の減額でございます。心身障害者福祉費、委託料の障害者自立支援給付システム改修委託料の90万8,000円は繰り越しする事業でございます。

児童福祉総務費の子どもを健やかに生み育てる支援金は、出生者の見込み減により35万円の減額でございます。児童措置費の児童手当は受給者対象児童の減により1,027万円の減額で、保育所費の委託料649万3,000円の増額と保育士処遇改善臨時特例給付事業38万6,000円の増額は通園者の増によるものでございます。

保健衛生総務費で公立神崎総合病院事業会計補助金479万円の減額と水道事業会計補助金160万円の減額は、新公営企業会計システムの一部が交付税算入となることから繰り出していましたが、契約額が決まりましたので、超えた部分について減額いたします。また、病院へ稼働システムの導入のため繰り出しておりました1億5,000万円は、導入がおくれることになりましたが、経営基盤強化のためそのまま繰り出しております。健康づくり対策費の需用費230万9,000円減額と委託料208万9,000円の減額と任意予防接種助成分66万4,000円の減額は、実績見込みによる減額でございます。20ページ、任意予防接種助成分66万4,000円減額と妊婦健診助成分225万2,000円の減額につきましても実績見込みによるものでございます。

中播北部行政事務組合火葬場分は、燃料費と修繕費の増額と前年度繰越金を差し引きした153万円の減額で、クリーンセンター分はリサイクルプラザの塩ビごみ処理委託料と前年度繰越金を差し引きした50万円の増額でございます。中播衛生施設事務組合負担金は、し尿汚泥投入量の増に伴い519万7,000円の減額で、下水道事業会計補助金は会計システムの入札減によるもので、160万円の減額でございます。

農業振興費の委託料と負担金補助及び交付金は、実績見込みによる減額ですが、神河町地域農業再生協議会補助金は、県から直接協議会に補助されることになりましたので、全額を減額いたします。農地費のため池一斉点検委託料は国の補正によるもので、7カ所、61万円を計上し、全額繰り越しします。

21ページ、農業施設費の神河町フードセンター施設改修工事請負費は、空調設備と洗浄乾燥機の入札減により174万6,000円の減額でございます。水車公園の体験実習館プレハブ冷蔵庫修繕工事も入札減によって11万4,000円の減額で、備品購入費は真空包装機ですが、入札減によって24万2,000円の減額でございます。

林業総務費の需用費、委託料は事業が多くできなかつたため減額で、工事請負費の林道改良工事費は水谷線で9月に発生した豪雨災害によって県治山事業との調整が難しく、今回減額して26年度で予算化するものであります。木工芸センター高圧電気設備修繕工事請負費は入札減によって33万1,000円の減額でございます。負担金補助及び交付金ですが、夏以降、市川町や姫路市夢前町で溪流対策の発注が多くあり、森林組合の労務班、搬出用重機が溪流対策事業に集中したため造林業の進捗がおくれ、環境対策育林事業は660万3,000円減額しまして887万1,000円となり、緊急防災林整備事業負担金は930万4,000円減額の177万3,000円、林道整備事業補助金は554万円減額の50万円となりました。

商工振興費の重点分野雇用創造事業委託料ですが、観光協会の雇用補助で追加申請が認められましたので、30万円の増額でございます。起業支援型雇用創造事業委託料はヨーデルの森雇用補助でございますが、事業期間が平成25年8月から26年7月までの期間でしたので、3カ月分の133万3,000円を減額いたします。観光振興費のグリーンエコー笠形親水公園整備工事請負費は石材調達の方法で現地調達と他工事流用が設計以上に確保できたことにより変更し、377万円の減額をいたします。大河内高原整備費の需用費はとのみね自然交流館の電気代で14万1,000円の増額で、自動車借り上げ料は天候の影響でバスの運行回数が減ったことにより80万円の減額でございます。

22ページ、道路橋梁維持費の工事請負費はしんこう大橋の維持修繕工事の入札減によりまして200万円の減額でございます。道路橋梁新設改良費の委託料は橋梁長寿命化修繕計画策定業務委託料で国の補正によって割り当て事業費が減額になったもので、163万3,000円の増額でございます。町道新設改良工事請負費は町道神崎・市川線で工事費の確定によりまして680万円の減額で、町道改良工事請負費は粟賀・柏尾・貝野線と野村沢線で同じく工事費の確定によりまして4,100万円の減額でございます。町道改良工事用地購入費100万円減額と立木補償費100万円減額は、神崎・市川線支線の法線変更によって不用となりましたので、減額しました。

河川費の土砂災害情報システム更新料は入札減によりまして79万9,000円の減額でございます。住宅建設費の設計監理委託料はカクレ畑水道設備分で入札減により22万1,000円減額で、水道設備管理委託料は工事が年度末まで及び不用となりましたので、37万8,000円の減額、工事請負費についても入札減によりまして176万5,000円の減額でございます。空き家利活用再生事業補助金は事業縮小によりまして1,070万円の減額でございます。

常備消防費の負担金補助及び交付金は姫路市消防の消防救急デジタル無線整備負担金の精算による83万6,000円の減額と資機材搬送車両更新負担金の精算による4万5,000円の減額でございます。非常備消防費の消防団退職報償金は当初40歳以上71名分を計上していましたが、退職されたのが53名であったため、747万6,0

00円の減額でございます。23ページ、防火水槽設置工事請負費は大山、福本、東柏尾の3基設置しましたが、工事の入札減によりまして78万3,000円の減額で、委託料につきましても、地域防災計画改訂業務委託料の入札減によりまして108万1,000円の減額でございます。

小学校教育振興費と中学校教育振興費は、要保護及び準要保護児童と特別支援学級児童の認定者がそれぞれ見込みより減ったため減額でございます。小学校建設費の設計業務委託料は入札減によりまして957万3,000円の減額でございます。幼稚園費は国庫補助金によりまして5,000円の財源変更でございます。社会教育総務費の指導者謝礼は人権学習の中学校の1学級は参加者がなく実施しなかったため37万5,000円の減額で、実施校ボランティア出役謝礼は放課後子ども教室の実績見込みによる16万2,000円の減額でございます。体育施設管理費はB&G財団の改修支援金が減額となったため財源の補正でございます。学校給食費につきましては、認定者の見込み減による援助費の減額でございます。

24ページ、災害復旧費、工事費及び補助率が確定したためそれぞれ減額でございます。

25ページ以降は給与費明細書を添付しております。

簡単でございますが、以上で説明を終わります。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑につきましては、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第23 第17号議案

○議長（安部 重助君） 日程第23、第17号議案、平成25年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山名 宗悟君） 第17号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成25年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）でございまして、補正予算（第3号）以降に補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、歳入では、国民健康保険税の決算見込みで1億1,814万6,000円の減額、歳出の療養給付費や高額療養費の減額に伴うものとして、国庫支出金で388万3,000円の減額、療養給付費交付金で589万7,000円の減額、県支出金で183万9,000円の減額でございます。共同事業交付金では、高額医療費共同事業費拠出金及び保険財政共同安定化支援事業交付金の見込み額合計で3,983万5,000円の増額、繰入金では国保税の収入見込み減に伴う財政調整基金からの繰り入れ

等で3,508万4,000円の増額でございます。

歳出では、総務管理費で高齢者負担区分変更に伴うシステム改修費等で55万5,000円の増額、保険給付費の療養給付費及び高額療養費は医療費は減少傾向である中で先が読めませんが、決算見込みとして2,211万5,000円の減額、共同事業拠出金で高額医療費拠出金及び保険財政共同安定化事業拠出金の確定に伴い525万9,000円の減額、財政調整基金積立金で国保税の収入見込み減に伴い積み立てを取りやめ、一般財源に充当するため2,789万2,000円の減額でございます。

これらによりまして歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,484万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億3,738万5,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきまして、住民生活課長から御説明しますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（足立 和裕君） 住民生活課、足立でございます。

それでは、詳細を説明させていただきます。

歳出の7割を占めます保険給付費の療養給付費、つまり医療費のうち町が支払う分につきましては、民生産業常任委員会で11月分まで報告をしております。12月分につきましては、前月比約160万少ない6,540万となっており、町長が申しましたとおり、高騰した24年度に対して減少傾向にありますが、年度の残り月数の動向が読めないことから、各項目におきまして月平均に3から10%を上乗せして積算をしております。

それでは、予算事項別明細書6ページをごらんください。歳入の部、1款国民健康保険税は一般と退職の現年課税分の説明欄、3項目、医療給付費、後期高齢者支援分、介護給付金分について全て決算見込みによるもので、税合計で1億1,814万6,000円の減額。

3款国庫支出金の1項国庫負担金の1目療養給付費等負担金の現年度分は、歳出の一般療養給付費の減少に伴い519万円の減額。2目高額医療費共同事業負担金は歳出の共同事業拠出金算定額の確定により46万5,000円の減額でございます。3目特定健診等負担金は24年度の同負担金確定により2万2,000円の増額でございます。

2項国庫補助金の1目財政調整交付金、1節の普通調整交付金は歳出の一般療養給付費の減少に伴い145万9,000円の減額。2節の特別調整交付金は25年度で実施したシステム改修、非自発的失業者の税軽減、臓器提供意思シール作成等の実績方向により314万6,000円の増額。3節高齢者医療円滑運営事業は70歳から74歳までの窓口負担引き上げの凍結に伴い高齢者受給証を再発行する経費で6万3,000円

の増額でございます。

4 款療養給付費交付金、1 節の現年度分は歳出の退職の療養給付費及び高額療養給付費の減少に伴い 5 8 9 万 7, 0 0 0 円の減額。

7 ページをお願いします。6 款県支出金の 1 項県負担金、1 目高額医療費共同事業負担金は歳出の共同事業拠出金算定額の確定により 4 6 万 5, 0 0 0 円の減額でございます。3 目特定健診等負担金は 2 4 年度の同負担金確定により 2 万 2, 0 0 0 円の増額。

2 項県補助金の 1 目財政調整交付金、1 節普通調整交付金は歳出の一般療養給付費の減少に伴い 9 7 万 3, 0 0 0 円の減額。2 目国保育成指導費補助金は同補助額の確定により 4 2 万 3, 0 0 0 円の減額でございます。

7 款の共同事業交付金、説明欄の高額医療費共同事業交付金は 2, 3 8 8 万 6, 0 0 0 円、保険財政共同安定化事業交付金 1, 5 9 4 万 9, 0 0 0 円、これはいずれも決算見込みによる増額でございます。

9 款の繰入金、1 項他会計繰入金の 1 節保険基盤安定繰入金の説明欄、保険税軽減分としまして 1 7 1 万 9, 0 0 0 円と保険者支援分 5 2 万 3, 0 0 0 円は、いずれも負担金額確定による減額でございます。2 節の職員給与費は時間外勤務の増加により 1 1 万 4, 0 0 0 円の増額。4 節財政安定化支援事業繰り入れは交付税措置による補助金額確定により 6 4 万 1, 0 0 0 円の増額でございます。

2 項の基金繰入金の 1 節財政調整繰入金は財源不足に伴う基金充当で 3, 6 5 7 万 1, 0 0 0 円の増額でございます。

8 ページの歳出の部をお願いいたします。1 款総務費、1 目一般管理費で高齢者負担割合に伴うシステム改修費で 4 4 万 1, 0 0 0 円の増額。

2 款保険給付費、1 項療養諸費、1 目一般被保険者等療養給付費は医療費の減少に伴い 1, 2 8 4 万 1, 0 0 0 円の減額。2 目退職も同様に 4 3 2 万 9, 0 0 0 円の減額。3 目一般被保険者療養費は資格遡及者の現金給付の増加によりまして 2 8 2 万 8, 0 0 0 円の増額。4 目退職も同様に 4 万 8, 0 0 0 円の増額でございます。

2 項高額療養費の 1 目一般被保険者等高額療養給付費は医療費の減少に伴い 6 2 0 万 5, 0 0 0 円の減額。2 目退職も同様に 1 6 1 万 6, 0 0 0 円の減額でございます。

7 款共同事業拠出金、1 目の高額医療費拠出金は拠出金の確定により 2 0 1 万 8, 0 0 0 円の減額。9 ページに行きまして、2 目保険財政共同安定化事業拠出金も拠出金の確定により 3 2 4 万 1, 0 0 0 円の減額でございます。

9 款基金費の 1 目財政調整基金積立金は歳入不足に伴い財源充当のため 2, 7 9 8 万 2, 0 0 0 円の減額を行うものでございます。

1 0 款諸支出金は、昨年 9 月議会で 2 4 年度の特定健診負担金で返還金が生じる見込みで補正をお願いをいたしました、杞憂に終わったこと等により 4 万 5, 0 0 0 円の減額となります。

これらによりまして、歳入歳出補正額合計をそれぞれ 5, 4 8 4 万 6, 0 0 0 円の減

額とするものでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑につきましては、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第24 第18号議案

○議長（安部 重助君） 日程第24、第18号議案、平成25年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山名 宗悟君） 第18号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成25年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）でございまして、補正予算（第3号）以降に補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の主な内容は、歳入では、介護保険料395万7,000円の増額、国庫支出金923万9,000円の増額、支払い基金交付金489万1,000円の増額、県支出金314万8,000円の増額、繰入金1,307万5,000円の増額、いずれも決算見込みによります増額補正でございます。

歳出では、総務費209万8,000円の増額。これは消費税増税に伴うシステム改修経費でございます。次に、保険給付費3,250万6,000円の増額、地域支援事業費29万4,000円の減額。こちらもいずれも決算見込みによります補正でございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,301万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億8,782万9,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、健康福祉課長から説明しますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域局長（佐古 正雄君） 健康福祉課、佐古でございます。第18号議案の詳細について御説明申し上げます。

事項別明細書以下で説明させていただきますので、6ページをごらんいただきたいと思います。まず、歳入でございます。1款1項1目第1号被保険者保険料395万7,000円の増額でございます。この増額の要因は、当初見込んでおりました階層別の中

で、第1段階から第4の1段階の被保険者が少なく、基準額以上において多くなったことによる増額でございます。

次に、4款1項1目介護給付費負担金898万9,000円の増額でございます。増額の要因といたしましては、介護給付費の増額によるものでございます。

次に、2項1目調整交付金25万1,000円の増額でございます。調整交付金は、介護給付費の5%で計算されますので、介護給付費の増額に伴うものでございます。4目事業費補助金65万円の増額。これは法改正システム改修費補助金でございます、事業費の2分の1の補助がございますので、そのものを計上しております。

次に、5款1項1目介護給付費交付金451万1,000円の増額でございます。これにつきましても、介護給付費の29%で計算をされますので、介護給付費の増額に伴うものでございます。2目地域支援事業交付金38万円の増額は、決算見込みによるものでございます。

7ページをお願いいたします。6款1項1目介護給付費負担金314万9,000円も、介護給付費の増額に伴うものでございます。

8款1項1目介護給付費繰入金406万4,000円。介護給付額の増額に伴い、一般会計から繰り入れるものでございます。2目一般会計繰入金は、その他事務費繰入金で15万2,000円の増額。地域支援事業繰入金、包括的支援事業・任意事業の分でございますが、29万3,000円の減額は、決算見込みによるものでございます。

8款2項1目介護基金繰入金720万6,000円の増額でございます。これも介護給付費給付額の増額に伴うものでございます。

続きまして、歳出でございます。8ページをお願いいたします。1款1項1目資格業務管理費130万2,000円の増額で、法改正システム改修費でございます、消費税が8%になることによりますシステム改修でございます。

4項1目認定調査等費50万円の減額です。これにつきましては、決算見込みにより、主治医意見書料が減額をするものでございます。

2款1項1目介護サービス給付費等諸費3,259万6,000円の増額でございます。居宅介護サービス給付費等で、当初予算比較で10.3%の伸びをいたしております、3,600万円の増額。施設介護サービス給付費で、当初予算比較をいたしまして2.9%減の1,220万円の減。地域密着型介護サービス給付費で、当初予算比較8.5%の伸び、600万円の増。高額介護サービス給付費で、当初予算比較14.0%伸びの189万6,000円の増額。特例特定入所者介護サービス給付費で、当初予算比較ということで280%という伸びで90万円の増額でございます、給付費全体で当初予算比較3.1%の伸び、3,259万6,000円の増額でございます、決算見込みによるものでございます。

2項1目審査支払い手数料9万円の減額は、決算見込みによります減額でございます。

3款1項1目二次予防事業費は、財源振り分けでございます。

9 ページをお願いいたします。2 項 1 目介護予防ケアマネジメント事業費 2 9 万 4, 0 0 0 円の減額で、職員 3 名分の人件費の減額、介護予防サービス計画作成委託料は、決算見込みによる減額でございます。

1 0 ページ以降に給与費明細を添付いたしております。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑につきましては、第 3 日目以降に行いますので、御了承願います。

ここで暫時休憩いたします。

再開を 1 4 時 2 5 分といたします。

午後 2 時 0 8 分休憩

午後 2 時 2 5 分再開

○議長（安部 重助君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

先ほどの提案説明の中で、若干不備があったということで、訂正の申し出がございましたので許可いたします。

第 1 7 号議案と第 1 8 号議案についての訂正を、町長より訂正させていただきます。許可いたします。

どうぞ。

○町長（山名 宗悟君） 議長のほうから説明があったのですが、第 1 7 号、1 8 号議案で金額を間違えて説明をしましたので、訂正をお願いします。

まず、第 1 7 号議案の平成 2 5 年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）ですが、財政調整基金積立金ということで、9 ページになろうかと思いましたが、積み立てを取りやめ一般財源に充当するために、2, 7 8 9 万 2, 0 0 0 円と申し上げましたが、2, 7 9 8 万 2, 0 0 0 円が正しいということで御理解をお願いいたします。

続いて、1 8 号議案の平成 2 5 年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）でございますが、歳入の国庫支出金、私、9 2 3 万 9, 0 0 0 円と申し上げましたが、これは間違いで、9 8 8 万 9, 0 0 0 円でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 以上、訂正がございましたので、御了承願います。

それでは、日程に戻ります。

日程第 2 5 第 1 9 号議案

○議長（安部 重助君） 日程第 2 5、第 1 9 号議案、平成 2 5 年度神河町土地開発事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 1 9 号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

す。

本議案は、平成25年度神河町土地開発事業特別会計補正予算（第2号）でございまして、補正予算（第1号）以降に補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の主な内容は、歳入で、貝野住宅用地売り払い収入につきまして、当初見込んでおりました売り払い収入額3,811万4,000円を減額いたします。

歳出では、貝野宅地造成事業費の一般会計繰出金につきまして、貝野住宅用地売り払い収入の減額に伴いまして、同額の3,811万4,000円を減額いたします。

これらにより、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,811万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,109万5,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第26 第20号議案

○議長（安部 重助君） 日程第26、第20号議案、平成25年度神河町老人訪問看護事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山名 宗悟君） 第20号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成25年度神河町老人訪問看護事業特別会計補正予算（第3号）でございまして、補正予算（第2号）以降に補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、歳出におきまして、嘱託職員の退職や異動により、共済費80万円、賃金を100万円減額しております。

また、備品購入費において、当初公用車を購入する予定でしたが、職員が減ったことなどで購入の必要がなくなり、200万円減額しております。そして、予備費を180万円増額し、公用車の購入について基金を充てる予定であったため、歳入で財政調整基金繰入金200万円を減額しております。

これらにより、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ200万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億851万6,000円とするものでございます。

以上が提案の理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑につきましては、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第 27 第 21 号議案

○議長（安部 重助君） 日程第 27、第 21 号議案、平成 25 年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第 4 号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 21 号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成 25 年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第 4 号）でございまして、補正予算（第 3 号）以降に補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、歳入では、使用料及び手数料で 471 万円の増額。これは建設残土等搬入量が、当初見込みの 6,000 トンから、年度末見込みで 9,000 トンとなることによるものでございます。

基金繰入金は 158 万円の減額。昨年 10 月の専決補正で 158 万円を計上しましたが、先ほど申し上げました使用料の増で対応ができるため、財源を振りかえるものでございます。

歳出では、産業廃棄物処理事業費全体で 313 万円の増額。内訳としましては、委託料で 177 万 1,000 円の増額。これは、搬入量の増及び除雪業務の追加による管理業務の増加であります。使用料及び賃借料で 6 万 3,000 円の増額。搬入量増に伴う住友石炭マテリアルズ株式会社の橋梁使用料の増でございます。工事請負費で 120 万円の減額。保安林内作業により、処分場北部から南部へ運土したことにより、北部のり面形成ができなくなったため減額いたします。基金積立金は 249 万 6,000 円の増額。搬入量による使用料増のうち、余剰金額を積み立てるものでございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 313 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,943 万 8,000 円とするものであります。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきまして、住民生活課長から説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（足立 和裕君） 住民生活課、足立でございます。それでは、詳細説明をさせていただきます。

予算事項別明細書の 4 ページをお願いいたします。歳入では、1 款使用料及び手数料で、建設残土等搬入量 3,000 トン増により、471 万円の増額。

3款基金繰入金では、昨年10月の専決補正で、災害による進入路の舗装工事分を計上しましたが、使用料増により財源振替を行う158万円の減額でございます。

歳出は5ページをごらんください。13節委託料は、搬入土量等の増加によります押し土作業の増や、冬季の除雪作業、これまで3回の実施分と、年度内残り月分を見込んでおり177万1,000円の増額でございます。14節使用料及び賃借料は、住友石炭鉱業所有の橋梁使用料で、搬入量増量の3,000トンに1トン当たり単価20円を乗じた6万3,000円の増額でございます。15節工事請負費につきましては、本年度で保安林内作業を実施しまして、北部から新設の南部へ運土を行いました。これは、同処分場には保安林が存在をし、新設しました南部は保安林が大半を占めております。施設の北部は保安林が少ない状態でございます。保安林には、壁土、瓦、コンクリート、れんが片等は持ち込むことができず、純粋な土砂のみとされております。北部へそれ以外のものを持ち込むこととなります。したがって、北部にポケットをつくるべく運土をしたことにより、当初予定しておりました北部ののり面成形工事ができなくなり、全額に当たります120万円を減額するものでございます。25節の基金積立金は、使用料増額のうち余剰金相当額249万6,000円を積み立てるものでございます。

これらによりまして、歳入歳出補正額合計それぞれ313万円の増額とするものでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑につきましては、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第28 第22号議案

○議長（安部 重助君） 日程第28、第22号議案、平成25年度神河町寺前地区振興基金特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山名 宗悟君） 第22号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成25年度神河町寺前地区振興基金特別会計補正予算（第2号）でございまして、補正予算（第1号）以降に補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、歳出で、集落助成金として集落運営諸経費助成金など3,414万2,000円、寺前漁協への補助金として一般会計への繰出金を20万円、基金の運用収入の積立金を510万3,000円、それぞれ増額するものであります。

その財源としまして、振興基金からの繰入金3,434万2,000円、財産運用収入510万3,000円の増額でございます。

これらにより、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,944万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,158万円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきまして、地域振興課長から説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長（野村 浩平君） 地域振興課の野村でございます。それでは、平成25年度神河町寺前地区振興基金特別会計の補正内容を御説明申し上げます。

4ページをお願いします。まず、歳出であります。1款総務費、1項総務管理費、2目振興基金費でございます。国債運用等による利益510万3,000円を基金に積み立て、3目の地域振興費の負担金、補助及び交付金で、集落運営諸経費助成金としまして3,364万2,000円を増額しております。これは、集落運営事業に役立てるため、各集落の持ち分を一律10%取り崩したのと、利息の集落への配当分でございます。さらに、スポーツ・レクリエーション施設整備事業補助金としまして、1集落分50万円を増額いたします。また、繰出金は、寺前漁協への追加補助金として20万円を一般会計へ繰り出します。

これらの歳出に相当する金額を歳入に増額してございまして、振興基金からの繰入金で3,434万2,000円、財産運用収入として地区振興基金利子分510万3,000円を増額しております。

歳入歳出それぞれ3,944万5,000円を追加するものでございます。

以上で寺前地区振興基金特別会計の詳細説明を終わらせていただきます。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑につきましては、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第29 第23号議案

○議長（安部 重助君） 日程第29、第23号議案、平成25年度神河町水道事業会計補正予算（第5号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山名 宗悟君） 第23号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成25年度神河町水道事業会計補正予算（第5号）でございまして、補正予算（第4号）以降に補正要因の生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、予算第3条、収益的収入の水道事業収益を、営業収益で34万円の増

額、営業外収益で160万円の減額で、合計126万円の減額。収益的支出の水道事業費用を、営業費用で100万円の減額、営業外費用で26万7,000円の増額、予備費で52万7,000円の減額で、合計126万円を減額し、収益的収入及び支出の予定額を3億4,805万3,000円に補正するものであります。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきまして、上下水道課長から説明しますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（坂本 康弘君） 上下水道課、坂本でございます。それでは、水道事業会計補正予算（第5号）につきまして、詳細を御説明いたします。

予算第3条、2ページをごらんいただきまして、収益的収入の水道事業収益、その他営業収益の雑収益で、新規加入金で4口分の34万円の増額。他会計補助金の一般会計補助金のうち、新会計制度移行補助にかかります新会計移行支援業務委託契約額ベースとの差額160万円を減額。合計126万円の減額とし、水道事業収益を3億4,805万3,000円に補正となります。

3ページをごらんいただきまして、収益的支出の水道事業費用、配水及び給水費の材料費で、水道メーターの購入費等で100万円の減額。営業外費用の雑支出で、滞納整理委員会での協議の結果、不納欠損とする債権を36万7,000円とした差額の26万7,000円を増額。予備費で52万7,000円を減額。合計126万円の減額とし、水道事業費用を水道事業収益と同額の3億4,805万3,000円に補正するものでございます。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑につきましては、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第30 第24号議案

○議長（安部 重助君） 日程第30、第24号議案、平成25年度神河町下水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山名 宗悟君） 第24号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成25年度神河町下水道事業会計補正予算（第3号）でございまして、補正予算（第2号）以降に補正要因の生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、予算第3条の収益的収入、下水道事業収益の営業収益で324万4,

000円の増額、営業外収益で160万円の減額で、合計164万4,000円の増額。収益的支出、下水道事業費用の営業外費用で23万円の増額、予備費で141万4,000円の増額で、合計164万4,000円を増額。収益的収入及び支出の予定額を6億1,363万円に補正するものであります。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、上下水道課長から説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（坂本 康弘君） それでは、第24号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成25年度神河町下水道事業会計補正予算（第3号）でございまして、補正予算（第2号）以降に補正要因の生じたものについて補正するものでございます。

予算第3条、2ページをごらんいただきます。収益的収入、下水道事業収益のその他営業収益、雑収益で、新規加入の9口分324万4,000円の増額。営業外収益で、他会計補助金の一般会計補助のうちで新会計制度移行補助に係る新会計移行支援業務委託契約額ベースとの差額160万円を減額し、合計164万4,000円の増額。

3ページをごらんいただきます。収益的支出、下水道事業費用の営業外費用、その他雑支出で、滞納整理委員会での協議の結果、不納欠損とする債権を33万円とした差額の23万円を増額。予備費で141万4,000円の増額で、合計164万4,000円を増額し、収益的収入及び支出の予定額を6億1,363万円に補正するものでございます。

以上で詳細説明を終わります。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第31 第25号議案

○議長（安部 重助君） 日程第31、第25号議案、平成25年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山名 宗悟君） 第25号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成25年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第4号）でございまして、補正予算（第3号）以降に補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の主な内容は、収益的収入及び支出において、収入では、外来収益の増額、一般会計からの負担金の1億4,706万円の増額、県補助金の計上、特別利益に過年度損益修正益を計上しております。支出では、材料費の増額、経費の増額、医業外費用の雑支出において不納欠損処分を計上、技術員養成費を資本的支出に振りかえたため減額しております。

次に、資本的収入及び支出において、病院増改築工事設計委託料5,000万円を事業の未実施により減額、機器備品購入費において医療用画像処理システムPACSの導入をおくらすため1億5,000万円の減額、投資において収益的支出からの振りかえで看護師修学資金貸付金を計上しています。これらにより、企業債5,000万円減額、他会計繰入金1億5,185万円を減額しております。

以上が提案の理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、病院総務課副課長から御説明しますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

病院総務課副課長。

○病院総務課副課長（藤原 秀明君） 病院の藤原でございます。それでは、詳細説明をさせていただきます。

25号議案の3ページの予算実施計画をお願いいたします。

収入では、医業収益の外来収益で患者様1人1日当たりの単価が上がったことから、6,087万6,000円を増額し、医業外収益では一般会計からの負担金を1億4,706万円増額いたしております。

補助金で、県補助金の適正な受診行動促進支援事業補助金18万5,000円は、病院債への補助事業がございまして、その補助金でございます。医師事務作業補助員の導入促進事業補助金4万円につきましては、医師事務作業補助の研修受講への補助がございまして、その補助金4万円でございます。

過年度損益修正益60万円につきましては、平成24年度で看護師修学資金貸し付けを、費用の項目であります医療技術員養成費で計上しておりましたが、資本的支出の投資に振りかえるための修正益でございます。

4ページをお願いいたします。支出の主な補正といたしましては、1款病院事業費用、1項医業費用の2目材料費の薬品費1億4,967万2,000円、2節の診療材料費1億9,060万5,000円は、利用薬品、材料の増に伴う補正でございます。

3目経費の光熱水費500万円の増は、電気の単価の増と水道使用の量がふえたことによるものでございます。燃料費の78万2,000円の増は、燃料単価の増によるものでございます。賃借料では、寝具の借り上げ料200万円は、ユニホームの更新で単価が上がったことによるものと、事務器賃借料につきましてはコピーの使用量がふえたことによるものでございます。委託料の業務改善委託料294万円の減は、公営企業会

計制度の支援事業の見積もりによります減額でございます。雑費につきましては、当院がDPCと言われている診断群分類包括評価方式をとっているために、入院中の患者様が他の医療機関に行かれた場合は、その医療費を当院が負担することとなっているものでございまして、その分の64万1,000円の増額でございます。

2項医業外費用、5目雑支出は、不納欠損処分8件で58万6,000円でございます。

次、6ページでございます。6ページの技術員養成費の300万円の減は、資本的支出の投資に振りかえたものでございます。

7ページでございます。7ページの収入の資本的収入の企業債につきましては、北館改築の設計業務を行わなかったための5,000万円の減額でございます。

2項の負担金交付金は、医療用画像システムPACSの整備を行わなかったことによる減額1億5,000万円と、公益企業会計制度の改正に伴うコンピューターシステムの更新の見積もりをとりました減額分でございます。その負担分の185万円の減額で、1億5,185万円の減額でございます。

ここでちょっと戻っていただきまして、3ページの医業外収益の他会計負担金がここで1億4,706万円ふえております。ふえておまして、先ほどの資本的収入及び支出の収入で1億5,186万円減っておりますので、一般会計のほうではこの差額を479万円の減額ということで補正をさせていただいているところでございます。

続きまして、8ページでございます。8ページの資本的支出の1項建設改良費の1目の病院増改築事業費5,000万円は、先ほど申し上げました減額は北館工事の設計を行わなかったことによるものでございます。

資産購入費の1億5,000万円の減額は、北館の建設を行わなかったために、二重投資を避けるために、医療用画像システムPACSの整備を行いませんでしたので、その分の1億5,000万円の減額でございます。

3項の投資につきましては、収益的収支の医療技術員養成費に置いていたものの振りかえで、看護師修学資金1名60万円の4名分でございます。

以上が詳細説明でございます。よろしく願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑につきましては、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第32 第26号議案から第38号議案

○議長（安部 重助君） 日程第32、第26号議案から第38号議案、平成26年度各会計予算を一括議題といたします。

町長の所信表明並びに第26号議案、平成26年度一般会計予算の提出者の説明を求めます。

なお、お手元に藤原日順議員より作成していただきました、款別、節別の集計表を配

付いたしておりますので、参考にしていただきたいと思います。

それでは、町長、お願いします。

町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、平成26年度神河町一般会計外12件の予算審議をお願いするに当たりまして、議員各位並びに町民の皆様に、私の町政に対する所信を申し上げたいと思います。

一般会計予算説明資料をお開きいただきたいと思います。

まず初めに、国の平成26年度予算編成の基本方針は、社会保障を初めとする義務的経費を含め、聖域なく予算を抜本的に見直した上で、経済成長に資する施策に重点化を図り、新しい日本のための優先課題推進枠で要望された施策を初めとして、その内容を精査し、民間需要や民間のイノベーション、いわゆる新しい切り口、捉え方の誘発効果が高いもの、緊急性の高いもの、規制改革と一体として講じるものを重視しつつ、真に必要な施策に予算化を重点化するとし、経済再生を優先しています。

また、地方財政対策としては、社会保障の充実分等を含め、交付団体を初め、地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額は、平成25年度地方財政計画を下回らないよう実質的に同水準を確保することを基本とし、地方財政対策を講じることとしています。

しかし、一般財源総額は、前年度比1%増の60兆3,577億円ですが、地方税もふえているため、地方交付税の額は16兆8,855億円と、逆に1%の減額となっています。

平成26年度の地方財政計画では、4月1日からの消費税引き上げに伴い、消費税交付金も増額となり、配当割交付金や株式譲渡所得割交付金も税の引き上げによって増額となります。また、平成26年度税制改正によって、自動車取得税の税率は引き下げとなり、平成27年10月からは廃止となる予定でございます。

これらの状況から、交付税や交付金等は、不透明な部分もありますが、平成25年度の収入予定額と同額程度は確保できる見込みでございます。

次に、神河町の財政状況と課題でございます。

神河町の財政の状況は、平成18年に公債費適正化計画を策定した中で、神河町の収入に対する借金の返済の割合を示す実質公債費比率を、平成25年度決算において18%未満とするため、これまで起債の繰り上げ償還を行い、企業債においては、安い利率へ借りかえました。現状では18%未満を達成できる見込みでございます。

また、貯金であります財政調整基金の積み立ては、合併時3億円程度でありましたが、約13億円にふえています。

また、合併時の普通会計の職員数は180名でしたが、以降8年間で51名減らして129名となり、人件費は年間3億円程度減っています。

しかしながら、現在、普通交付税は2町分交付されてはいますが、平成28年度から5

年かけて約5億2,000万円が段階的に減ることになっています。また、人口が減っており、このことも交付税の減額の大きな要因となります。

これらのことは昨年も申し上げたとおりでございますが、新たな情報として、合併によって市町村の面積が拡大したことにより、役場支所に要する経費や保健、福祉、消防等の割り増し費用分を地方交付税の算定に反映されることになりました。このことは明るい見込みでございますが、措置されるのは限られた額と思われまので、なお一層の行財政改革の取り組みは必要でございます。

合併特例期間の終了を見据え、健全で持続可能な行財政運営のため、標準的な財政規模に近づけていく必要があります。そのため、効果の余りない事業は廃止し、効果の大きい事業に集中していかなければなりません。

昨年の地区別懇談会において、平成24年度神河中学校の卒業生は140人でしたが、生まれた子供は57人だけであったと報告をしました。その後、転入があり61名となりましたが、平成25年度においては、4月から今年1月までに生まれた子供は33人で、年間換算しましても40人ほどという深刻な状況となっています。

人口減少対策が最大の課題と捉え、これまでも子育て世代の支援として諸事業の展開をしておりましたが、全職員、全町民が知恵を絞って、人口が逆にふえるような施策を展開していかなければなりません。

町民の皆様には、お子様たちが町内に住まわれるようお勧めをいただき、私たち職員一同も力を合わせて、人が訪れたいまち、住んでみたいと思う神河の魅力を生かしたまちづくりを進めてまいります。

予算編成の基本方針でございますが、平成26年度当初予算につきましては、「ハートがふれあう住民自治のまち」を目指す第1次長期総合計画の基本構想、後期基本計画に基づく事業実施を基本とし、かつ決算委員会の提言を踏まえることとしています。

また、早期に健全な財政構造に改善していくため、職員一人一人が限られた財源の中で創意工夫することとし、一般財源ゼロシーリングを基本として各課に枠配分をしました。

次に、平成26年度予算における重要施策について申し上げます。

第1に、安全・安心のまちづくりでございます。

近年、豪雨による被害が多い状況の中、平成25年度で地域防災計画とハザードマップの見直しをしました。これらを周知し、地域防災活動の徹底を図ってまいります。

また、想定外の災害が各地を襲っています。村、地域のきずなを深め、みずからの命、一人一人の命を守るため、自助・共助・公助のまちづくりをさらに推進しなければなりません。

消防設備については、消防審議会でも検討し、将来展望を含めて計画的に整備をしています。平成26年度においては、耐震貯水槽3基、消防ポンプ自動車、軽四積載車それぞれ1台を配備するとともに、車庫等の修繕や新設を行います。

裏山防災補助制度については、県の治山課とも協議しながら、事業採択条件や地元負担等についても検討をしているところで、平成26年度中に制度化します。

橋梁については、多くが老朽化し、平成24年度と25年度で15メートル以上の橋梁67橋について長寿命化調査をしました。平成25年度と26年度で、2メートル以上15メートルまでの199橋の調査をします。

なお、交通安全設備や危険箇所の改修においても、区要望事項によって取り組んでいますが、急を要する箇所には迅速に対応するように努めてまいります。

寺前小学校は、耐震強度はありますが、昭和58年の建設で30年経過しており、損耗、機能低下等により、大規模改造が必要な時期にきています。平成25年度に実施設計を済ませ、26年度、27年度の2カ年で実施いたします。

また、越知谷幼稚園新築と寺前小学校、長谷小学校、神河中学校の体育館天井の耐震化改修事業については、平成24年度繰り越し事業として平成25年度に実施する予定でしたが、いずれも建設材料や作業員の不足とあわせ、単価の高騰などの影響を受け、入札辞退等により入札が再三不調となりました。したがって、再度繰り越すことができないため、県教育委員会学事課との協議により、平成26年度で再度予算化しています。

第2に、子育て・雇用・人口対策でございます。

神河町の人口が急激に減っています。人口が減ると町の活気が失われます。また、交付税が減って町財政にも影響を与えます。何とか食いとめようと、これまで子育て世代支援策として、妊婦健診や予防接種の補助、中学生以下の医療費無料化、縁結び事業等を展開し、また、空き家再生事業で町外からの転入者を受け入れてまいりました。幾らかの効果は出ているものの、人口減を食いとめ、人口増に転じるものではなく、危機的な状況でございます。

そこで、今年度におきましては、これまでの施策とあわせまして、若者世帯向け家賃補助事業として、新婚世帯2年間、子育て世代5年間の最高月額2万円の家賃を補助する事業と、若者向け世帯の低家賃住宅、家賃4万円を想定しております。12戸の建設事業を実施し、若者定着促進、Iターン、Uターン者の確保に努めてまいります。

さらに、子育て支援の一環として、学校給食費無料化を検討しておりますが、今年度におきましては、材料費値上げと消費税引き上げ分を公費で対応することとしております。

雇用対策としての企業誘致につきましては、自然や地域資源を生かした企業誘致を進めるべく、昨年度に地区指定を行い、工場等設置奨励金や雇用促進奨励金を定めた条例を制定し、県の地区指定を受けています。今後も地区指定をふやしてまいります。

また、大学生等のほとんどが大阪や東京等の大都市の企業に就職していますが、姫路市など近隣市町が大企業を誘致すれば神河町も通勤圏内にありますので、若者の定住が見込めます。それら広域での連携をしてまいります。

第3に、農林・商工・観光一体の地域振興でございます。

神河町産米安全確保対策では、平成25年度もカドミウム調査を実施し、湛水管理によって玄米カドミウム濃度を0.4PPM以下に抑えることが検証できました。平成26年度も重点地域を基本に、湛水管理の重点指導を行うとともに、立毛・土壌調査を実施します。

水持ちの悪い重点地域の圃場については、湛水栽培をより着実にするため、減水深調査などを実施して、必要に応じて漏水防止剤を散布いたします。

また、土壌に含まれるカドミウムを多く吸収する植物、長香穀による土壌の改良や、逆にカドミウムを吸収しないコシヒカリの試験栽培を行います。

多目的機能支払い交付金事業は、農地・水・保全管理事業にかわるものでありまして、これまで地域住民を含む活動組織が施設の軽微な補修や農村環境保全に補助してまいりましたが、平成26年度から農業者等で構成される活動組織への補助事業が新設されました。

森林機能の強化と間伐促進ですが、平成23年の造林補助事業の改正で、大規模な集約化の計画と間伐材の搬出が必須要件となり、従来補助対象となった小規模森林単独の林家切り捨て間伐では補助が受けられなくなりました。集約化の計画、いわゆる森林経営計画は、森林所有者か、実際に施業を行う者しか作成できず、計画の規模が林班でいう平均約70ヘクタールの2分の1以上の区域であることから、町内全体林家の95%を占める小規模林家も、単独ではこの計画をつくるのが難しい状況で、全国的にも経営計画を作成されている山林が少ないため、平成26年度からは10から30林班の大きさを30ヘクタール以上の計画区域設定となるような制度改正も見込まれています。

しかし、事業の期間は平成33年までとなっており、森林管理100%事業では、林齢制限も26年から60年とされていることから、現在、生産森林組合や小規模林家との経営委託契約をすることで、森林経営計画を策定し、国、県、町の造林補助事業を活用した間伐や作業道開設の条件整備が推進できるよう、また、それらの森林施業実施体制が整備できるように、施業受託者である森林組合と協議をしているところでございます。

また、補助事業の対象とならない計画策定が困難な小規模林家に間伐事業費の2分の1を補助する町単独補助事業を平成25年度から開始しているところでありますが、今年度、一部見直しを行い、間伐材の搬出費用について町単独補助を拡充し、間伐促進を図ります。また、朝来市生野町に建設予定のバイオマス発電施設等への間伐材の供給体制整備を視野に入れ、事業を推進強化してまいります。

観光では、砥峰高原が、映画「ノルウェイの森」以降4度目のロケ地としてNHK大河ドラマ「軍師官兵衛」の撮影が行われました。砥峰・峰山高原を初め、四季折々の自然、心安らぐ高原と名水のまち・神河町を、カーミンの観光案内所を中心に、越知川名水街道エリア、銀の馬車道エリア、大河内高原エリアの3つの観光エリアとの連携を強め、観光戦略のPRを県内外に発信してまいります。

商工会、観光協会、農家、林家との連携強化により、農産物の産直市場の充実を図り、かみかわブランド開発支援事業によって特産品の開発、地産地消、6次産業化の促進を図り、経済効果を高め、新たな雇用の創出を図ります。

また、銀の馬車道ネットワーク協議会、播磨広域連携を初め、近隣市町との連携をさらに強化したにぎわいづくりを推進してまいります。

第4に、公立神崎総合病院を核とした健康福祉のまちづくりでございます。

神河町の特徴である公立神崎総合病院を核とした健康福祉のまちづくりに取り組み、誰もが生きがいと安心を感じて暮らすことができるまちづくりを目指します。介護、看護、医療、健康福祉政策が一体となった将来構想づくりのため、現在、関係職員による保健・医療・福祉総合政策プロジェクトチームで研究、検討をしており、3月に中間報告を受ける予定となっておりますが、各機能の連携等、研究、検討すべき事柄が不十分なため、さらにもう1年継続して実施してまいります。

病院の経営につきましては、全国的に過疎地、中山間地域の地域医療崩壊、自治体病院の経営危機が叫ばれる中、それらの地域における医師不足、地域間の医療格差が露呈してきており、大きな社会問題となっております。安定的に医師を確保し、中長期的、安定的な健全運営を行うには、これまで以上に神戸大学、大阪医科大学、兵庫医科大学などの大学並びに近隣の基幹型臨床研修病院との良好な関係の保持と連携強化策が必要不可欠であります。

また、病院を有していることを生かし、地域住民のために、他町にはない医療・保健・福祉政策の充実を目指さなければなりません。

なお、経営の健全化の観点から検討していましたが医薬分業については、消費税増税を前に本年2月から開始しています。

また、南小田小学校跡地に誘致しました小規模多機能施設とサービスつき高齢者賃貸住宅の受け入れが4月から始まります。

認知症予防対策としてタッチパネル式スクリーニング検査を巡回して行い、認知症前段階の軽度認知障害の早期発見に努め、対象者には事後教室に参加していただき、認知症予防を図ります。また、高齢者虐待等を調査し見守るなどの、高齢者見守り支え合いネットワークの立ち上げに取り組みます。

第5に、財政の健全運営でございます。

財政健全化については、これまでの行財政改革等の取り組みによって、実質公債費比率は平成25年度決算で18%未満となるのは確実となり、財政調整基金残高も13億円を上回り、改善しています。しかし、平成28年度からの普通交付税一本算定と人口減少に伴う税及び地方交付税の減少を見込みますと、大幅な財源不足となることは確実です。

このような状況の中、今後はバランスと選択と集中に配慮した政策展開に努めなければなりません。

他の類似団体と比較すると、町独自事業が多く、観光施設や社会体育、教育施設、第三セクター等の維持修繕費等が高額であります。今年度から2年間をかけて各施設の長期ランニングコストや費用対効果を調査、整理し、施設の売却、廃止をも見据え、施設のあり方の整理をしたいと考えております。

なお、特別職の給料減額は4月以降も継続してまいります。

学校跡地利用につきましては、平成25年度で南小田小学校に福祉施設を誘致しましたが、その他は未定の状況となっております。全職員を初めとして多くの方々からアイデアを募集するとともに、PPP官民パートナーシップやPFI民間資金・能力活用などを踏まえて、原則町費の持ち出しはせずに、民間活動により、町民の方に喜んでもらえる利用を検討してまいります。

第6に、集落要望事業枠についてでございます。

合併以降、財政健全化と学校建設等の大きな補助事業を優先したため、各区長様から要望されている事業が多く残っていましたが、昨年度から3年の間、各集落からの要望に順次応えていくこととしています。今年度におきましては、一般財源ベースで8,600万円、事業費は1億3,100万円を計画しています。事業の内訳は、防犯灯設置1件、消防施設6件、交通安全施設6件、土地改良17件、作業道補修1件、道路維持補修21件、道路改良3件、河川改修2件の計57件となっております。

第7に、まちづくり基金積み立て事業でございます。

合併後の市町村が地域住民の連帯の強化、または均衡ある地域振興のために設ける基金で、この基金の積み立てには合併特例債を借りることができ、その限度額はその他の合併特例債事業とは別枠になっており、10億7,980万円を2年間かけて積み立てますが、平成26年度にはその半額の5億3,990万円を積み立てます。

なお、この基金は、利子の運用によって、イベント開催等による市町村の一体感の醸成や地域行事の展開、伝統文化の継承に関する事業やコミュニティー活動、自治会活動への助成等、地域振興のために活用できることになっています。

また、基金は基金積み立てのために借りた合併特例債の元金償還が終わった金額内で取り崩すことができます。

第8に、廃棄物減量化であります。

中播北部クリーンセンターへの負担金は3億5,355万円と高額でございます。これらのコスト削減のため、神河町一般廃棄物（ごみ）減量化第1期計画書を作成し、特に生ごみゼロを目指し、コンポストの普及を計画しています。これまで12名のモニターの方に木製コンポスト、電動式コンポストを御利用いただき、モニタリングを実施してまいりましたが、どちらも一長一短があるようです。今後はごみ処理コストを削減するため、モデル地区を設定し、住民の方々な十分な理解を得て、効果的に町内全域に普及ができるよう検討してまいります。

続きまして、一般会計の具体的施策についてであります。重要施策と重複する点が

ありますが、神河町長期総合計画後期基本計画6つの柱に沿って申し上げます。

まず、1-1、子どもたちが愛情にまもられて育つまちづくり。

その1つとして、少子高齢化はとどまることなく、合併時1万3,077名であった人口も昨年12月で1万2,352名と、約8年間で725名減っています。このまま少子高齢化が進むと、我が町の活力は失われ、町存亡に係る大変な事態であります。

国全体の人口減少傾向ではありますが、将来を見据え、町として少子化や人口減を食い止めるため、子育て世代の支援を重点的に行い、若者が神河町に住み続け、安心して子供が産み育てられるよう、子育て世代の支援をしてまいります。特に所得制限のない中学生以下の医療費無料化と学校給食を通じての食育により、子供たちの健康づくりに積極的に取り組んでまいります。

具体的には、寺前小学校大規模改造事業2億8,482万円、ファミリーサポートセンター事業19万1,000円、外国語教育推進事業、小学校への英語指導員の派遣72万6,000円、外国語指導助手活用事業617万1,000円、中学2年生のトライやるウィーク事業120万円、自然学校事業298万円、児童虐待防止事業20万5,000円、問題を抱える子ども等の自立支援事業596万8,000円、幼稚園預かり保育事業245万2,000円、放課後子ども教室事業104万6,000円、学童保育クラブ事業1,190万3,000円、通学合宿事業18万2,000円、児童センター管理運営事業882万2,000円、子育て学習センター事業997万5,000円、保育所運営事業1億9,243万2,000円、児童手当事業1億7,232万円、子ども・子育て会議事業213万5,000円、子どもを健やかに生み育てる支援金事業370万円、地域交流センター管理事業4,392万8,000円、山村留学事業693万2,000円、給食センター事業8,898万5,000円などがございます。

次に、1-2、誰もが生きがいと安心を感じて暮らすまちづくりであります。

高齢化率は1月末現在で31.18%となっていますが、高齢者だけの世帯やひとり暮らしがふえており、雪かきやごみ捨て、買い物などにも困っている人や不安を抱えている人が多くおられます。また、高齢で介護が必要な人や障害のある人、子育てや家族の介護で悩んでいる人もおられます。行政や福祉の充実に努めているものの、個々の差や生活上の違いから解決に至らないケースがあります。行政だけでなく介護保険事業所等の民間福祉サービス業者や地域での助け合いとの連携が必要です。

また、幸せな家庭は家族が健康であればこそであります。そして、健康維持には病気の早期発見、早期治療が大切です。健康診断の受診率の向上を図っていますが、やはり大切なのは個人の健康への意識と日常生活の習慣であります。

これらに、シルバー人材センター補助事業322万7,000円、老人クラブ助成事業557万8,000円、コミュニティバス運営事業8,266万6,000円、特定基本健診事業359万1,000円、予防接種事業2,590万9,000円、がん等各種検診事業898万5,000円、後期高齢者医療費1億9,706万円、社会福祉

協議会運営補助金 2,571万4,000円、障害者自立支援給付事業 2億48万1,000円などがございます。

地球温暖化による集中豪雨と産業構造の変化による林業の衰退によって林地が荒廃し、裏山崩壊、河川氾濫等の自然災害の発生が懸念されます。このことは長期総合計画の住民アンケートで満足度が低く重要度が大きいものとして防災が上がっております。

砂防事業や治山治水事業、河川改修等は引き続き県に要望してまいります。また、裏山防災補助については現在調整中ですが、平成26年度中に制度化をしてまいります。

具体的には、姫路市消防事務委託事業 1億8,318万円、猪篠分団ポンプ自動車 1,836万円、貝野分団軽四積載車 453万6,000円、福本分団車庫 997万5,000円、上越知・宮野防火水槽 2,322万、災害対策事業 295万1,000円などがございます。

次に、2-1、地域風土と調和した生活・文化を育てるまちづくりであります。

その1つとして、神河町は道路やケーブルテレビ、下水等のインフラ整備は進んでおりますが、その修繕や改修は必要です。高度成長時代に建設した多くの橋も点検の必要があり、道路も舗装改修しなければなりません。

地籍調査事業は山林部調査を新田・作畑地区で継続実施、再調査は長谷地区の継続調査と川上・栗・淵地区の現地調査を実施します。再調査の現地調査は平成26年度で終わります。

これらに、ケーブルテレビハイビジョン化整備事業 985万9,000円、橋梁長寿命化修繕計画委託料 640万円、町道片角線改良事業 2,268万円、町道勝山線改良事業 1,550万円、町道種林線改良事業 1,060万円、神崎・市川線支線新設事業 4,010万円、地籍調査事業 3,994万5,000円、水道事業会計補助金 6,700万円、下水道事業会計補助金 4億円などがございます。

2つ目として、清流の町を生かした企業誘致や地域優良賃貸住宅建設、空き家再生事業にも取り組んでまいります。

これらに、地域優良賃貸住宅建設整備事業 2億5,047万7,000円、空き家利活用再生事業 1,360万円、若者世帯向け家賃補助事業 464万3,000円などがございます。

3つ目として、播磨風土記編さんから1,300年を迎え、風土記の物語を町内外にPRをし、埴岡の里と言われる地名の由来にかかわる福本遺跡や日吉神社を観光振興につなげてまいります。また、町内の古文書を整理している文化財保存事業はあと数年かかるとは思われますが、将来の町史編さんに向けて継続して行います。

これらに、文化財保存事業 658万9,000円、播磨国風土記関連事業 800万円、池田藩陣屋跡改修整備 200万円などがございます。

次に、2-2、美しい自然を守り豊かな産業を創造するまちづくりであります。

1つ目として、地球温暖化対策を初めとする環境保全を担う森林は、水源涵養等公益

的機能がある大切なものですが、昨今の林業経営の衰退により、それを維持するには厳しいものがあります。人工林の間伐を個人負担なしで補助を受けるには、搬出と森林経営計画を立てることが条件となっていますので、その救済も必要でございます。

これらに、森林管理100%推進事業2,166万5,000円、町単独間伐事業604万円、多目的機能支払い交付金事業1,298万7,000円、農用地土壌植物浄化推進事業291万4,000円、米安全確保対策推進事業337万9,000円、シカ捕獲実施隊編成支援等事業1,134万7,000円などがございます。

2つ目として、ごみのゼロ化を目指していますが、コンポストの普及は重要な事項です。今年度は住民の方々の十分な理解を得て助成事業を実施するため、住民モニターを実施します。モニター結果を踏まえて効果のある制度の準備ができれば、補正をして年度内に補助制度を実施します。

これらに、廃棄物減量化普及啓発事業137万1,000円、生ごみ減量化モデル地区補助金事業740万円、企業誘致事業101万5,000円、商工振興事業2,395万6,000円などがございます。

次に、3-1、地の利を生かした交流を促進するまちづくりであります。

1点目として、神河町の越知川名水街道、銀の馬車道、大河内高原、3つのエリアにある多くの観光施設を生かし、町を元気にするため、100万人の入り込み客を目指します。

観光施設で販売するお土産ですが、自然薯加工製品等の特産物やカーミンググッズなどを観光協会や商工会等によりまして次々と開発されています。今年度から、かみかわブランド推進事業を始めます。

また、学校法人みかしほ学園、岡野食品産業株式会社と根宇野、山田、東柏尾、杉集落とのコラボレーションで特産品の研究に取り組んでいます。

これらに、観光協会補助等の観光経常事業1,495万9,000円、観光施設管理事業1億532万7,000円、大河内高原整備事業2,907万6,000円、水車公園維持管理事業367万3,000円、桜華園保育管理事業175万円、かみかわブランド推進事業129万5,000円などがございます。

次に、3-2、住民・地域のやる気が活きるパートナーシップのまちづくりであります。

その1点目として、毎月11日は神河町の人権をたしかめる日です。住民一人一人の人権が尊重される社会を目指し、人権意識の高揚を図るため、各集落の隣保に1人ずつ人権文化推進委員を選任し、多くの方に人権啓発事業にかかわっていただいております。

人権啓発活動事業282万1,000円、人権学習支援事業149万7,000円などがございます。

2つ目に、公平な住民負担と公平な住民サービスの徹底でございます。

公平公正な税負担は行政運営の基本であります。納税相談を行い、債権管理条例に基

づいて徴収体制の強化充実を図ります。また、住民サービスに地域差のないように、地域の方々の要望、意見に耳を傾けてまいります。

これらに、徴収指導・相談業務委託料45万4,000円、ハートがふれあう地域づくり活動支援事業193万円、区長会行政事務事業1,402万円、うち環境美化支援金として400万円、まちづくり基金積み立て事業5億3,990万円などがございます。

以上でございますが、今後とも住民の皆様の声に耳を傾けて、申し上げました人口減少対策や安全・安心のまちづくりなど、多くの施策達成に向け全力で邁進してまいります。

次のページ、予算説明資料の1ページをお願いいたします。平成26年度予算は、企業会計を除く一般会計ほか9会計の合計は単純計で113億3,916万7,000円であります。前年度対比10.6%、10億8,559万1,000円の増となっております。この要因は、一般会計で合併特例債を使ったまちづくり基金事業5億3,990万円、寺前小学校大規模改造2億8,482万円、地域優良賃貸住宅建設整備事業2億5,048万円、越知谷幼稚園建設や寺前小学校、長谷小学校、神河中学校体育館の天井耐震工事が入札不調となったため再度予算化した1億837万円の増額が影響しています。

水道会計は3条支出予定額が4億1,915万6,000円、4条支出予定額が1億5,990万5,000円、下水道事業会計は3条支出予定額が7億8,763万8,000円、4条支出予定額が4億471万4,000円、病院事業会計は3条支出予定額が33億9,770万4,000円、4条支出予定額が3億3,275万2,000円となっております。

以上を申し上げまして、平成26年度の予算に対する私の所信といたします。

次に、第26号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

2ページをお願いいたします。本議案は、平成26年度神河町一般会計予算でございます。歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ83億4,460万円と定めております。前年度当初予算に比較して14.2%、額にして10億4,050万円の増額でございます。

歳入の主なものでございます。町税は19億8,322万8,000円、前年度比マイナス1.8%、額にして3,697万9,000円の減と見込んでおります。譲与税、各交付金ですが、前年度見込みと地方財政計画により計上しております。地方交付税は、普通交付税は基準財政収入額、需要額を推計し、26億6,590万円を見込み、前年度対比1.1%増としています。特別交付税は昨年と同額の3億円を見込んでおります。分担金、負担金は6,230万5,000円でございます。使用料、手数料は2億3,493万5,000円で、ケーブルテレビ使用料、手数料、プール使用料が減額しております。国庫支出金は6億355万5,000円で、2億6,164万5,000円ふ

えております。県支出金は4億7,031万4,000円で、選挙費補助金が減っております。町債は14億3,350万円、まちづくり基金事業債、義務教育債がふえ、臨時財政対策債が減っています。

続いて、歳出の主なものでございます。一般会計全体の給与費ですが、平成25年度当初と比較しまして職員数は前年度対比1名減で、特別職3名を含み128名、給料額は5億3,445万8,000円、職員手当は2億7,129万4,000円、共済費は1億7,464万1,000円、合計で9億8,039万3,000円でございます。昨年度に引き続き町長の給料月額を20%削減する措置は継続し、副町長は15%、教育長は10%削減いたします。

款別に、重立ったものを前年度対比中心に申し上げます。3ページをお願いします。議会費は9,496万円で4.6%減であります。総務費は15億4,428万円で56.5%増、まちづくり基金積み立て事業等がふえています。民生費は13億4万1,000円で5.5%増、臨時福祉給付金、子育て世帯臨時給付金等がふえています。衛生費は15億2,539万1,000円で10.3%の減、公立神崎総合病院会計補助金等が減っています。農林水産業費は4億4,165万6,000円で5.9%の増、森林整備地域活動支援交付金、広域基幹林道負担金等がふえています。商工費は2億4,473万5,000円で14.4%増、ヨーデルの森施設改修、グラウンドゴルフ場整備工事等がふえています。土木費は5億5,926万8,000円で36.8%増、地域優良賃貸住宅整備事業等がふえています。消防費は3億913万円で3.7%の増、姫路市消防ポンプ自動車負担金等がふえています。教育費11億7,178万9,000円で48.6%増、寺前小学校大規模改造事業と越知谷幼稚園建設等を再度予算化したことなどによって増額でございます。公債費は11億4,834万9,000円で0.5%減、元金が10億1,189万8,000円、利子が1億3,643万8,000円、公債諸費が1万3,000円でございます。

以上が提案の理由並びに内容でございます。

詳細につきまして、総務課財政特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） どうも御苦労さまでございました。

○議長（安部 重助君） ここでお諮りいたします。

一般質問の締め切りを、あす5日午前9時といたしております。そのために整理の時間を確保いたしたいと思っております。そういった意味で、総務課特命参事の詳細説明はあすに持ち越したいと思っております。

日程の途中ですが、本日の会議はこれで延会いたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認めます。

本日はこれで延会することに決定しました。

次の本会議は3月5日午前9時再開といたします。

本日はこれで延会いたします。どうも御苦労さまでした。

午後3時51分延会
